

2. 地方公共団体悉皆調査・相談事例調査の結果

2.1 地方公共団体悉皆調査・相談事例調査の概要

2.1.1 調査目的

- 障害者差別解消法に基づく全国的な取組状況を把握し、今後の相談体制の整備、事例の収集・共有の在り方に関する検討の基礎資料とするために調査を実施した。

2.1.2 調査対象

- 調査の対象は、47 都道府県、1,741 市区町村（悉皆）とした。
- なお、23 省庁（各省庁が所管する独立行政法人等も含む）に対しては、悉皆調査の一環として収集する相談事例と同様の項目について、別途調査を行った。

2.1.3 調査時期

- 8 月：調査票配布
- 9 月～12 月：調査票回収

2.1.4 調査方法

- 内閣府から、都道府県、市区町村、省庁にメールで電子調査票を配布
- 回答者から調査事務局にメールで電子調査票を提出

2.1.5 回収状況

- 調査票の回収数、回収率は以下の通りである。

図表 11 地方公共団体悉皆調査・相談事例調査の調査対象・回収状況

	区分	調査対象数	回収数	回収率
1	都道府県	47	47	100%
2	市区町村	1,741	1,741	100%
3	省庁	23	23	100%

2.1.6 調査項目

- 調査項目は以下の通りである。

図表 12 地方公共団体悉皆調査・相談事例調査の調査項目

障害者差別解消法第 10 条に基づく対応要領 障害者差別解消法第 17 条に基づく地域協議会 障害者差別の解消に係る条例
--

障害者差別の解消に係る相談・紛争解決
相談事例（不当な差別的取扱い、合理的配慮の提供、環境の整備）
障害者差別解消法に係る周知啓発等
障害者差別の解消に係る施策の効果測定等
障害者基本法に基づく障害者計画の事項
障害者基本法に基づく審議会その他の合議制の機関

2.1.7 調査結果の概要

地方公共団体悉皆調査の結果の概要を以下に示す。

図表 13 地方公共団体悉皆調査・相談事例調査の結果概要

【単純集計】

相談対応を行う体制について、全体で見ると、「ワンストップ相談窓口を設置又は指定」が最も多く43%、次いで「明確な相談体制はなく、相談を受けた部署や通常の相談窓口で対応をしている」が38%、「統一的な解釈・判断を行う部局等を指定」が21%であった。

ワンストップ相談窓口が設置されている場合の組織について、全体で見ると、「障害者施策主管部局や福祉事務所等」が最も多く90%、次いで「民間事業者、民間団体等」が5%、「その他」が3%であった。

相談実績、件数カウントの有無について、全体で見ると、「相談実績がない」が最も多く72%、次いで「相談実績があり、相談件数をカウントしている」が16%、「相談実績があるが、相談件数をカウントしていない」が13%であった。自治体区分別で見ると、「都道府県」「指定都市」は全数で相談実績がある一方、「中核市等」で相談実績があるのは72%、「一般市」では35%、「町村」は13%と割合が低くなっていた。

地域協議会の設置状況について、全体で見ると、「設置済み」が59%、次いで「未定」が33%、「設置予定」が5%であった。自治体区分別で見ると、「都道府県」「指定都市」は全数で設置済みである一方、「中核市等」「一般市」「町村」と規模が小さくなるにつれて、設置割合は低くなっていた。自治体規模に応じ、地域協議会の設置について課題があることが伺える。

地域協議会の構成メンバーについて、全体で見ると、「福祉等」が99%、次いで「障害当事者、障害者団体、家族会等」が88%、「地方公共団体の障害者施策主幹部局」が82%、「医療・保健」が77%、「地方公共団体（障害者施策主幹部局を除く）」が77%、「教育」が63%、「事業者」が58%、「国の機関」が50%であった。

【クロス集計】

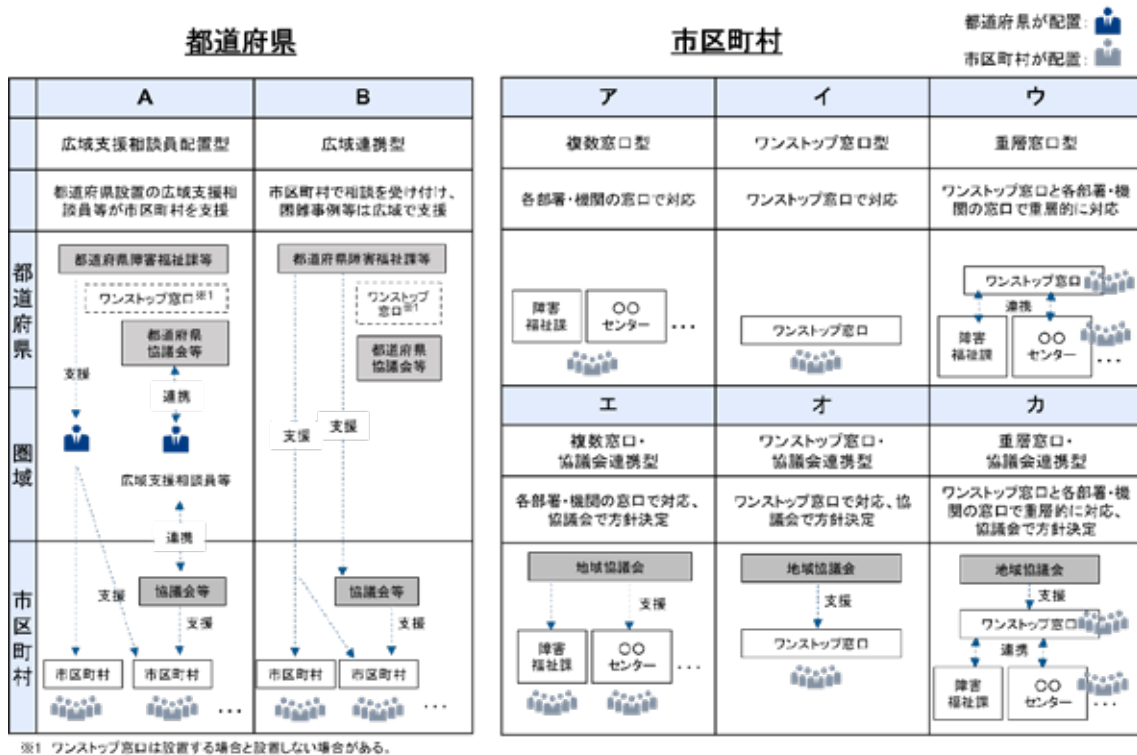
地域協議会の設置状況について、相談実績別で見ると、「設置済み」は、「相談実績があり、相談件数をカウントしている」で79.5%、「相談実績があるが、相談件数をカウントしていない」で64.4%、「相談実績がない」で52.3%であった。相談実績のある地域のほうが、地域協議会の設置率は高い傾向にあった。

市町村における障害者差別に関する専門性のある相談員の配置有無について、相談

実績別でみると、「障害者差別の解消などに関する知識・経験・資格等の専門性を有した者を配置している」割合は「相談実績があり、相談件数をカウントしている」で58.5%、「相談実績があるが、相談件数をカウントしていない」で43.3%、「相談実績がない」で42.1%であった。相談実績のある地域のほうが専門性のある相談員を配置している割合が高い傾向にある。

障害者差別の解消に向けた周知啓発の実施状況について、相談実績別でみると、「実施している」は、「相談実績があり、相談件数をカウントしている」で89.8%、「相談実績があるが、相談件数をカウントしていない」で71.2%、「相談実績がない」で56.2%であった。相談実績のある地域のほうが、周知啓発の実施率は高い傾向にある。障害者基本法に基づく審議会その他の合議制の機関の設置状況（令和3年4月1日時点）について、相談実績別でみると、「設置済み」は、「相談実績があり、相談件数をカウントしている」で52.1%、「相談実績があるが、相談件数をカウントしていない」で45.5%、「相談実績がない」で36.1%であった。相談実績のある地域のほうが、審議会等の設置率は高い傾向にあった。

図表 14 相談体制の好事例調査からみえた相談体制構築パターン



図表 15 地方公共団体悉皆調査を踏まえた相談体制構築パターン別の集計

都道府県 (n=47)

	A	B
	広域支援相談員配置型	広域連携型
	都道府県設置の広域支援相談員等が市区町村を支援	市区町村で相談を受け付け、困難事例等は広域で支援
件数	16 (34%) ・ワンストップ窓口あり 15(32%) ・ワンストップ窓口なし 1(2%)	31 (66%) ・ワンストップ窓口あり 20(43%) ・ワンストップ窓口なし 11(23%)

市区町村 (n=1741)

ア	イ	ウ
複数窓口型	ワンストップ窓口型	重層窓口型
各部署・機関の窓口で対応	ワンストップ窓口で対応	ワンストップ窓口と各部署・機関の窓口で重層的に対応
471 (27.1%)	265 (15.2%)	
エ	オ	カ
複数窓口・協議会連携型	ワンストップ窓口・協議会連携型	重層窓口・協議会連携型
各部署・機関の窓口で対応、協議会で方針決定	ワンストップ窓口で対応、協議会で方針決定	ワンストップ窓口と各部署・機関の窓口で重層的に対応、協議会で方針決定
530 (30.4%)	475 (27.3%)	

2.2 地方公共団体悉皆調査の集計結果

2.2.1 単純集計

(1) 相談対応を行う体制

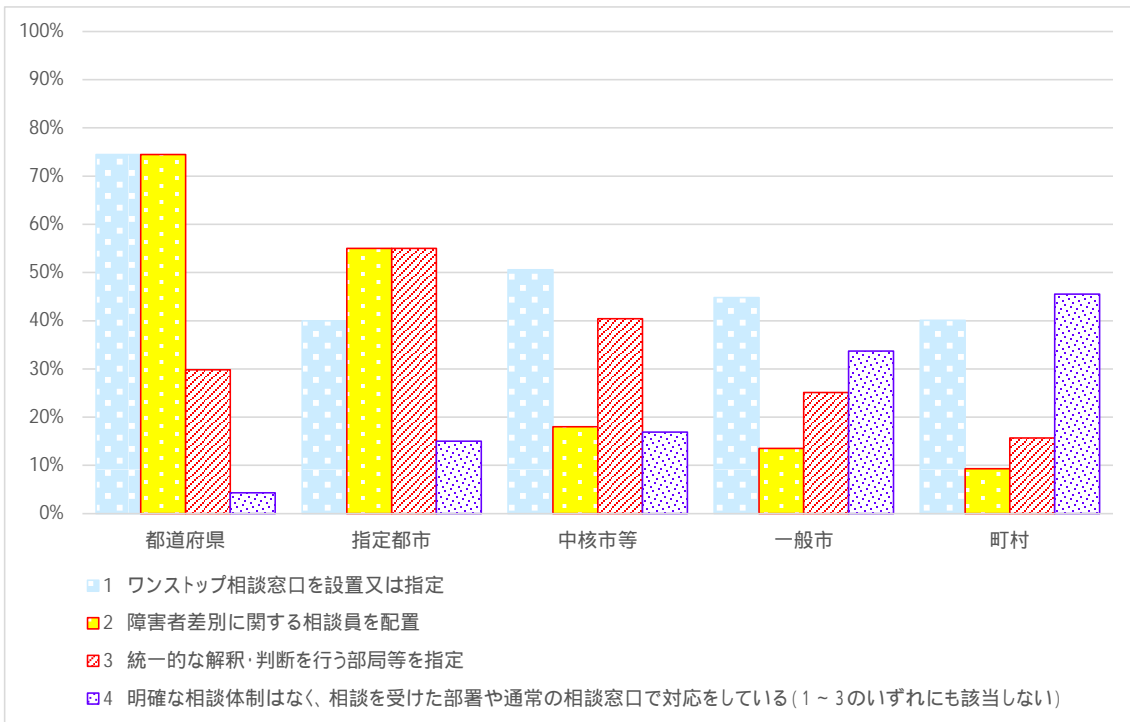
相談対応を行う体制について、全体でみると、「ワンストップ相談窓口を設置又は指定」が最も多く43%、次いで「明確な相談体制はなく、相談を受けた部署や通常の相談窓口で対応をしている」が38%、「統一的な解釈・判断を行う部局等を指定」が21%であった。

自治体区分別でみると、「明確な相談体制はなく、相談を受けた部署や通常の相談窓口で対応をしている」が「一般市」で34%、「町村」で45%であり、「都道府県」「指定都市」「中核市等」に比べて多かった。

図表 16 障害者差別に関する相談対応を行う体制

【下段()内数値は令和2年度調査結果】

選択肢	計		都道府県		指定都市		中核市等		一般市		町村	
	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合
1 ワンストップ相談窓口を設置又は指定	775 (839)	43% (47%)	35 (33)	74% (70%)	8 (10)	40% (50%)	45 (45)	51% (52%)	316 (338)	45% (48%)	371 (413)	40% (45%)
2 障害者差別に関する相談員を配置	243 (261)	14% (15%)	35 (36)	74% (77%)	11 (10)	55% (50%)	16 (16)	18% (18%)	95 (102)	13% (14%)	86 (97)	9% (10%)
3 統一的な解釈・判断を行う部局等を指定	383 (420)	21% (23%)	14 (13)	30% (28%)	11 (11)	55% (55%)	36 (37)	40% (43%)	177 (184)	25% (26%)	145 (175)	16% (19%)
4 明確な相談体制はなく、相談を受けた部署や通常の相談窓口で対応をしている(1~3のいずれにも該当しない)	679 (538)	38% (30%)	2 (3)	4% (6%)	3 (2)	15% (10%)	15 (12)	17% (14%)	238 (198)	34% (28%)	421 (323)	45% (35%)
(母数)	1,788 (1,788)	100% (100%)	47 (47)	100% (100%)	20 (20)	100% (100%)	89 (87)	100% (100%)	706 (708)	100% (100%)	926 (926)	100% (100%)



選択肢1「ワンストップ相談窓口」とは、原則として、障害者差別に関する相談について、分野を問わず一元的に受け付ける相談窓口を指す。相談受付から最終的な解決まで一貫して対応する窓口だけでなく、相談受付後に内容に応じた関係機関につなぐ窓口も含む。また、選択肢1・2はいずれも、当該相談窓口や相談員が障害者差別以外の相談にも対応している場合を含む。

複数回答可(各割合の合計は必ずしも100%と一致しない)。

令和3年4月1日時点。

(2) ワンストップ相談窓口の設置先

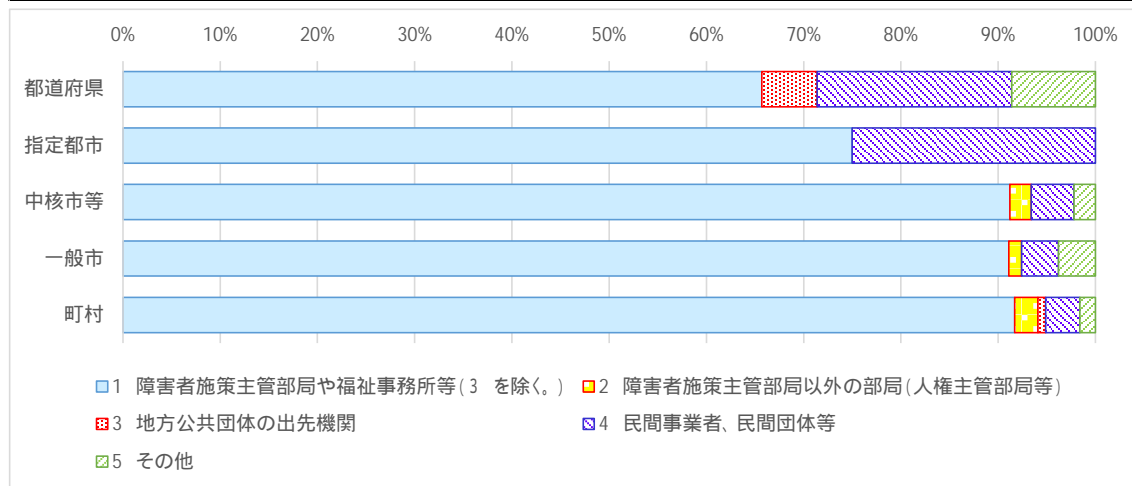
ワンストップ相談窓口が設置されている場合の組織について、全体でみると、「障害者施策主管部局や福祉事務所等」が最も多く 90%、次いで「民間事業者、民間団体等」が 5%、「その他」が 3%であった。

自治体区分別でみると、「都道府県」「指定都市」は、「中核市等」「一般市」「町村」に比べて「民間事業者、民間団体等」にワンストップ窓口を設置する割合が高かった。

図表 17 ワンストップ相談窓口の設置先
(ワンストップ窓口が設置されている自治体)

[下段()内数値は令和2年度調査結果]

選択肢	計		都道府県		指定都市		中核市等		一般市		町村	
	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合
1 障害者施策主管部局や福祉事務所等(3を除く。)	698 (766)	90% (91%)	23 (22)	66% (67%)	6 (6)	75% (60%)	41 (41)	91% (91%)	288 (308)	91% (91%)	340 (389)	92% (94%)
2 障害者施策主管部局以外の部局(人権主管部局等)	14 (9)	2% (1%)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	1 (-)	2% (-)	4 (4)	1% (1%)	9 (5)	2% (1%)
3 地方公共団体の出先機関	5 (5)	1% (1%)	2 (2)	6% (6%)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	3 (3)	1% (1%)
4 民間事業者、民間団体等	36 (43)	5% (5%)	7 (7)	20% (21%)	2 (4)	25% (40%)	2 (2)	4% (4%)	12 (16)	4% (5%)	13 (14)	4% (3%)
5 その他	22 (16)	3% (2%)	3 (2)	9% (6%)	- (-)	- (-)	1 (2)	2% (4%)	12 (10)	4% (3%)	6 (2)	2% (0%)
計	775 (839)	100% (100%)	35 (33)	100% (100%)	8 (10)	100% (100%)	45 (45)	100% (100%)	316 (338)	100% (100%)	371 (413)	100% (100%)



「(1) 相談対応を行う体制について」の設問で、「1 障害者差別に関する相談を一元的に受け付ける窓口(ワンストップ相談窓口)を設置又は定めている」と回答した団体のみ調査。

「5 その他」に関しては、「社会福祉協議会」、「社会福祉法人」等の回答があった。

令和3年4月1日時点。

(3) 相談実績

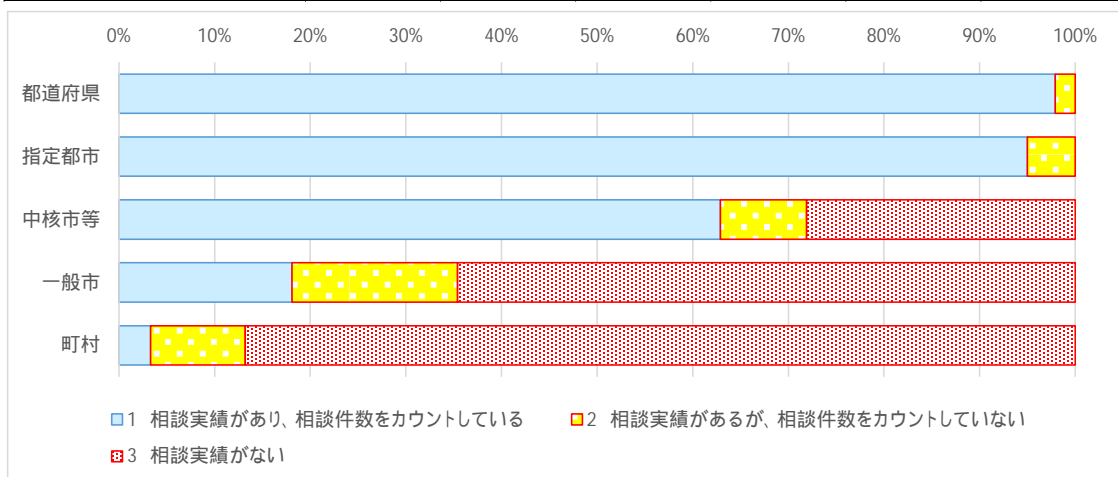
1) 相談実績、件数カウントの有無

相談実績、件数カウントの有無について、全体で見ると、「相談実績がない」が最も多く72%、次いで「相談実績があり、相談件数をカウントしている」が16%、「相談実績があるが、相談件数をカウントしていない」が13%であった。

自治体区分別で見ると、「都道府県」「指定都市」は全数で相談実績がある一方、「中核市等」で相談実績があるのは72%、「一般市」では35%、「町村」は13%と割合が低くなっていた。

図表 18 障害者差別に関する相談実績、件数カウントの有無

選択肢	計		都道府県		指定都市		中核市等		一般市		町村	
	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合
	1 相談実績があり、相談件数をカウントしている	280	16%	46	98%	19	95%	56	63%	128	18%	31
2 相談実績があるが、相談件数をカウントしていない	224	13%	1	2%	1	5%	8	9%	122	17%	92	10%
3 相談実績がない	1,284	72%	-	-	-	-	25	28%	456	65%	803	87%
計	1,788	100%	47	100%	20	100%	89	100%	706	100%	926	100%



令和3年4月1日時点。

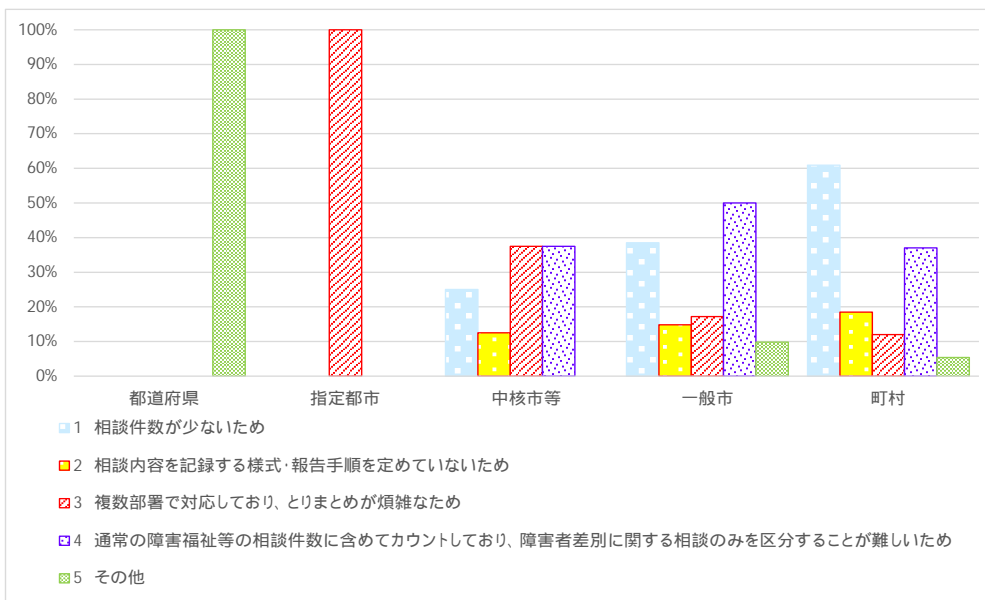
2) 相談件数をカウントしていない理由

相談件数をカウントしていない場合の理由について、全体で見ると、「相談件数が少ないため」が最も多く 47%、次いで「通常の障害福祉等の相談件数に含めてカウントしており、障害者差別に関する相談のみを区分することが難しいため」が 44%、「相談内容を記録する様式・報告手順を定めていないため」と「複数部署で対応しており、とりまとめが煩雑なため」が各 16%であった。

自治体区分別で見ると、「相談件数が少ないため」とした割合は、「中核市等」「一般市」「町村」と規模が小さくなるにつれて高くなっていった。また、「複数部署で対応しており、とりまとめが煩雑なため」とした割合は、一定の規模がある「中核市等」で高くなっていった。

図表 19 相談件数をカウントしていない理由
(相談実績があるが、相談件数をカウントしていない自治体)

選択肢	計		都道府県		指定都市		中核市等		一般市		町村	
	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合
1 相談件数が少ないため	105	47%	-	-	-	-	2	25%	47	39%	56	61%
2 相談内容を記録する様式・報告手順を定めていないため	36	16%	-	-	-	-	1	13%	18	15%	17	18%
3 複数部署で対応しており、とりまとめが煩雑なため	36	16%	-	-	1	100%	3	38%	21	17%	11	12%
4 通常の障害福祉等の相談件数に含めてカウントしており、障害者差別に関する相談のみを区分することが難しいため	98	44%	-	-	-	-	3	38%	61	50%	34	37%
5 その他	18	8%	1	100%	-	-	-	-	12	10%	5	5%
(母数)	224	100%	1	100%	1	100%	8	100%	122	100%	92	100%



「1) 相談実績、件数カウントの有無」の設問で、「2 相談実績があるが、相談件数をカウントしていない」と回答した団体のみ調査。

複数回答可(各割合の合計は必ずしも 100%と一致しない)

「5 その他」に関しては、「国で定められている相談支援事業の種別によって集計しているため」、「差別に係る相談がどうか線引きが難しい案件があるため」等の回答があった。

令和3年4月1日時点。

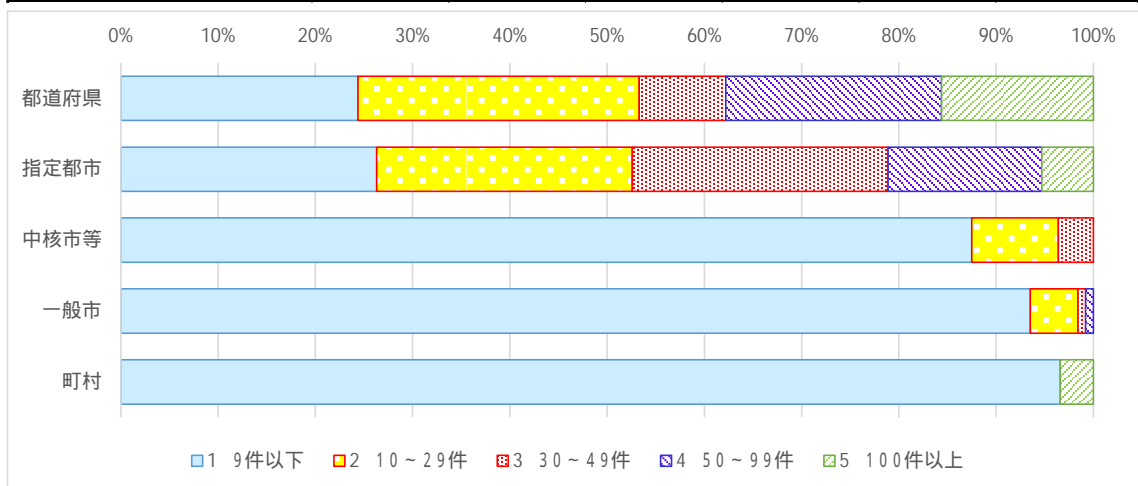
3) 令和2年度における相談件数

相談件数をカウントしている場合の令和2年度における相談件数について、全体で見ると、「9件以下」が最も多く76%、次いで「10～29件」が11%であった。

自治体区分別で見ると、「都道府県」「指定都市」は、30件以上が40%台となっている一方、「中核市等」「一般市」「町村」は、9件以下が90%前後を占めていた。

図表 20 令和2年度における障害者差別に関する相談件数
(相談件数をカウントしており、令和2年度分を算出済みの自治体)

選択肢	計		都道府県		指定都市		中核市等		一般市		町村	
	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合
	1 9件以下	208	76%	11	24%	5	26%	49	88%	115	93%	28
2 10～29件	29	11%	13	29%	5	26%	5	9%	6	5%	-	-
3 30～49件	12	4%	4	9%	5	26%	2	4%	1	1%	-	-
4 50～99件	14	5%	10	22%	3	16%	-	-	1	1%	-	-
5 100件以上	9	3%	7	16%	1	5%	-	-	-	-	1	3%
計	272	100%	45	100%	19	100%	56	100%	123	100%	29	100%



「1) 相談実績、件数カウントの有無」の設問で、「1 相談実績があり、相談件数をカウントしている」と回答し、かつ、令和2年度の「相談件数は算出済み」と回答した団体のみ調査。

令和3年4月1日時点。

(4) 地域協議会の状況

1) 地域協議会の設置状況

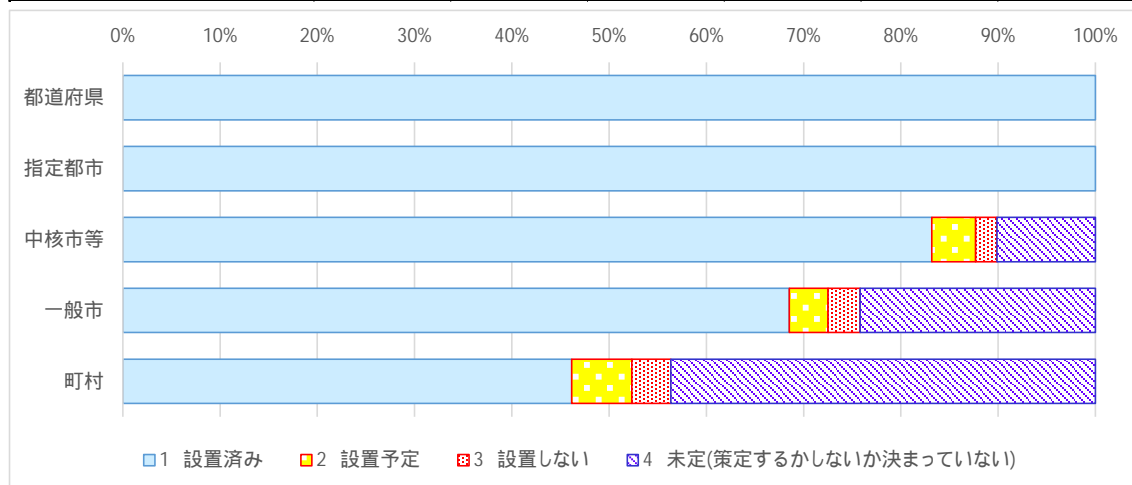
地域協議会の設置状況について、全体でみると、「設置済み」が59%、次いで「未定(策定するかしないか決まっていない)」が33%、「設置予定」が5%であった。

自治体区分別でみると、「都道府県」「指定都市」は全数で設置済みである一方、「中核市等」「一般市」「町村」と規模が小さくなるにつれて、設置割合は低くなっていた。

図表 21 地域協議会の設置状況

[下段()内数値は令和2年度調査結果]

選択肢	計		都道府県		指定都市		中核市等		一般市		町村	
	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合
1 設置済み	1,053 (1,041)	59% (58%)	47 (47)	100% (100%)	20 (20)	100% (100%)	74 (70)	83% (80%)	484 (479)	69% (68%)	428 (425)	46% (46%)
2 設置予定	89 (98)	5% (5%)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	4 (5)	4% (6%)	28 (34)	4% (5%)	57 (59)	6% (6%)
3 設置しない	62 (65)	3% (4%)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	2 (2)	2% (2%)	23 (25)	3% (4%)	37 (38)	4% (4%)
4 未定(策定するかしないか決まっていない)	584 (584)	33% (33%)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	9 (10)	10% (11%)	171 (170)	24% (24%)	404 (404)	44% (44%)
計	1,788 (1,788)	100% (100%)	47 (47)	100% (100%)	20 (20)	100% (100%)	89 (87)	100% (100%)	706 (708)	100% (100%)	926 (926)	100% (100%)



障害者差別解消法第17条に基づく地域協議会を正式に設置していない場合でも、地域協議会の事務に相当する事務を行う組織、会議体、ネットワーク等の枠組みが別途存在しており、かつ、過去に当該枠組みで地域協議会の事務に相当する事務を行った実績がある場合は、「1 設置済み」と整理している。令和3年4月1日時点。

2) 地域協議会の設置形態

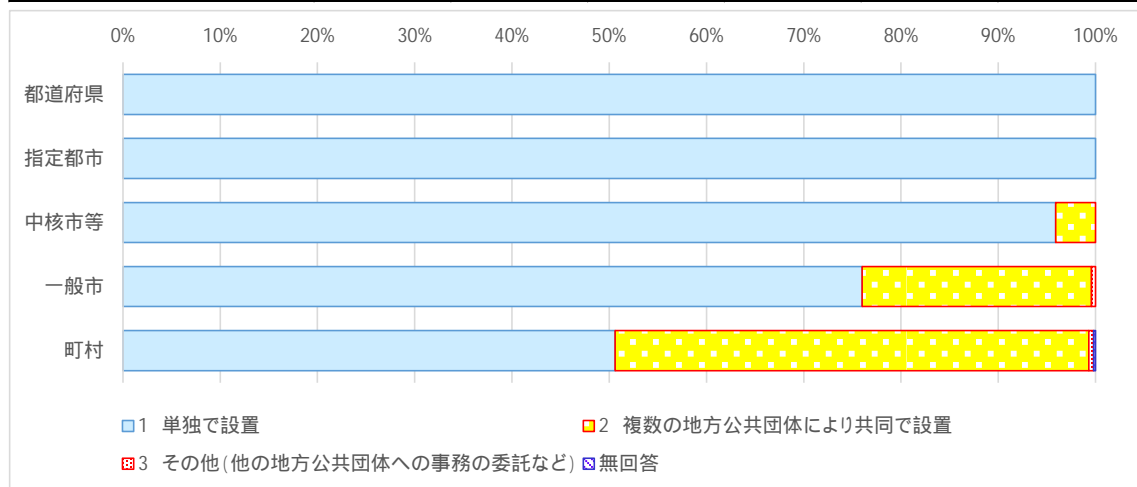
地域協議会の設置形態について、全体で見ると、「単独で設置」が69%、次いで「複数の地方公共団体により共同で設置」が31%、「その他（他の地方公共団体への事務の委託など）」が0%であった。

自治体区分別で見ると、「都道府県」「指定都市」は全数が「単独で設置」である一方、「中核市等」「一般市」「町村」と規模が小さくなるにつれて、「単独で設置」の割合は低くなっていた。

図表 22 地域協議会の設置形態

【下段()内数値は令和2年度調査結果】

選択肢	計		都道府県		指定都市		中核市等		一般市		町村	
	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合
1 単独で設置	723 (699)	69% (67%)	47 (47)	100% (100%)	20 (18)	100% (90%)	71 (67)	96% (96%)	368 (357)	76% (75%)	217 (210)	51% (49%)
2 複数の地方公共団体により共同で設置	325 (325)	31% (31%)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	3 (2)	4% (3%)	114 (113)	24% (24%)	208 (210)	49% (49%)
3 その他(他の地方公共団体への事務の委託など)	4 (17)	0% (2%)	- (-)	- (-)	- (2)	- (10%)	- (1)	- (1%)	2 (9)	0% (2%)	2 (5)	0% (1%)
4 無回答	1 (-)	0% (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	1 (-)	0% (-)
計	1,053 (1,041)	100% (100%)	47 (47)	100% (100%)	20 (20)	100% (100%)	74 (70)	100% (100%)	484 (479)	100% (100%)	428 (425)	100% (100%)



「1)地域協議会の設置状況」の設問で、「1 設置済み」と回答した団体のみ調査。圏域単位や他の市町村と共同で設置している場合は「2 複数の地方公共団体により共同で設置」と整理している。

地域協議会が他の協議会やネットワークの位置付け等を兼ねている場合には、その状況は問7の設問に係る内容として回答し、上記問では、当該状況のみであれば、「3」ではなく「1 単独で設置」又は「2 複数の地方公共団体により共同で設置」のいずれかと整理している。

令和3年4月1日時点。

3) 地域協議会の組織形態

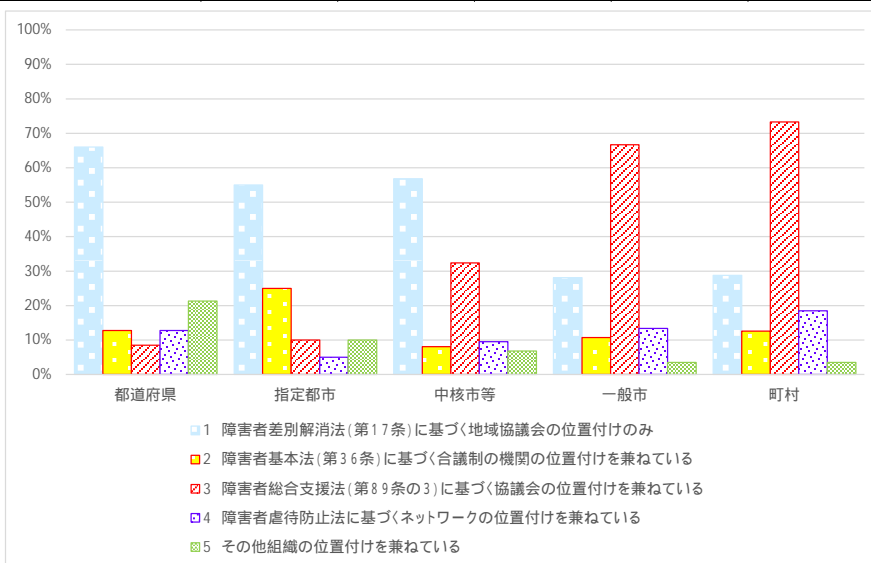
地域協議会の組織形態について、全体で見ると、「障害者総合支援法（第 89 条の 3）に基づく協議会の位置付けを兼ねている」が 63%、次いで「障害者差別解消法（第 17 条）に基づく地域協議会の位置付けのみ」が 33%、「障害者虐待防止法に基づくネットワークの位置付けを兼ねている」が 15%であった。

自治体区分別で見ると、「都道府県」「指定都市」「中核市等」では「障害者差別解消法（第 17 条）に基づく地域協議会の位置付けのみ」の割合が最も高い一方、「中核市等」「一般市」「町村」と規模が小さくなるにつれて、「障害者総合支援法（第 89 条の 3）に基づく協議会の位置付けを兼ねている」割合が高くなっていった。

図表 23 地域協議会の組織形態

〔下段()内数値は令和 2 年度調査結果〕

選択肢	計		都道府県		指定都市		中核市等		一般市		町村	
	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合
1 障害者差別解消法(第17条)に基づく地域協議会の位置付けのみ	343 (328)	33% (32%)	31 (28)	66% (60%)	11 (11)	55% (55%)	42 (39)	57% (56%)	136 (138)	28% (29%)	123 (112)	29% (26%)
2 障害者基本法(第36条)に基づく合議制の機関の位置付けを兼ねている	123 (115)	12% (11%)	6 (7)	13% (15%)	5 (5)	25% (25%)	6 (6)	8% (9%)	52 (54)	11% (11%)	54 (43)	13% (10%)
3 障害者総合支援法(第89条の3)に基づく協議会の位置付けを兼ねている	667 (646)	63% (62%)	4 (5)	9% (11%)	2 (2)	10% (10%)	24 (23)	32% (33%)	323 (310)	67% (65%)	314 (306)	73% (72%)
4 障害者虐待防止法に基づくネットワークの位置付けを兼ねている	158 (153)	15% (15%)	6 (6)	13% (13%)	1 (2)	5% (10%)	7 (7)	9% (10%)	65 (62)	13% (13%)	79 (76)	18% (18%)
5 その他組織の位置付けを兼ねている	49 (58)	5% (6%)	10 (10)	21% (21%)	2 (2)	10% (10%)	5 (5)	7% (7%)	17 (22)	4% (5%)	15 (19)	4% (4%)
(母数)	1,053 (1,041)	100% (100%)	47 (47)	100% (100%)	20 (20)	100% (100%)	74 (70)	100% (100%)	484 (479)	100% (100%)	428 (425)	100% (100%)



「1)地域協議会の設置状況」の設問で、「1 設置済み」と回答した団体のみ調査。
複数回答可（各割合の合計は必ずしも 100%と一致しない）
令和 3 年 4 月 1 日時点。

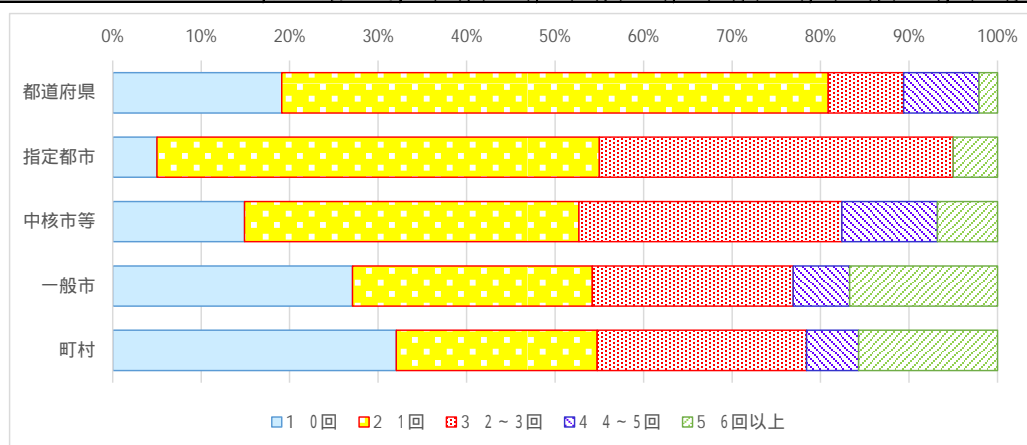
4) 地域協議会の開催実績

地域協議会の開催実績（令和2年度）について、全体で見ると、「1回」が28%、「0回」が27%であった。

図表 24 地域協議会の開催実績（令和2年度）

【下段()内数値は令和2年度調査結果】

選択肢	計		都道府県		指定都市		中核市等		一般市		町村	
	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合
1 0回	289 (193)	27% (19%)	9 (3)	19% (6%)	1 (2)	5% (10%)	11 (12)	15% (17%)	131 (77)	27% (16%)	137 (99)	32% (23%)
2 1回	295 (313)	28% (30%)	29 (29)	62% (62%)	10 (5)	50% (25%)	28 (18)	38% (26%)	131 (151)	27% (32%)	97 (110)	23% (26%)
3 2～3回	245 (248)	23% (24%)	4 (10)	9% (21%)	8 (10)	40% (50%)	22 (23)	30% (33%)	110 (115)	23% (24%)	101 (90)	24% (21%)
4 4～5回	68 (94)	6% (9%)	4 (3)	9% (6%)	- (3)	- (15%)	8 (8)	11% (11%)	31 (43)	6% (9%)	25 (37)	6% (9%)
5 6回以上	156 (193)	15% (19%)	1 (2)	2% (4%)	1 (-)	5% (-)	5 (9)	7% (13%)	81 (93)	17% (19%)	68 (89)	16% (21%)
計	1,053 (1,041)	100% (100%)	47 (47)	100% (100%)	20 (20)	100% (100%)	74 (70)	100% (100%)	484 (479)	100% (100%)	428 (425)	100% (100%)



「1)地域協議会の設置状況」の設問で、「1 設置済み」と回答した団体のみ調査。
 地域協議会の組織形態が他の組織・合議体の位置付けを兼ねている場合には、地域協議会としての議事
 を取り扱っていない会合は、開催実績から除外している。
 令和3年4月1日時点。

【開催実績が0回になった理由（主な回答）】

- ㊦ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響のため。
- ㊦ 取り扱う事案がなかったため。
- ㊦ 協議会の体制を刷新し、新たに生活支援部会・権利擁護部会を設けるなど、体制整備の議論を庁内で行ったため。
- ㊦ 不当な差別的取扱いの解決のためのあっせん申立てがなかったため。
- ㊦ 令和3年4月1日設置のため。
- ㊦ 課内に地域包括支援センターや保健福祉業務、障害に係る担当があり、常に情報共有をしているため。

5) 地域協議会の事務実績

地域協議会の所掌する事務のうち実施実績のある項目について、全体で見ると、「相談事例の共有」が37%、次いで「障害者差別の解消に資する取組の共有・分析」と「差別解消の取組の周知・発信、研修・啓発」が32%であった。

図表 25 地域協議会の所掌する事務実績（地域協議会を設置済みの自治体）

選択肢	計											
			都道府県		指定都市		中核市等		一般市		町村	
	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合
1 紛争の防止・解決を図る事案の共有	129	12%	9	19%	6	30%	17	23%	57	12%	40	9%
2 相談事例の共有	389	37%	30	64%	15	75%	42	57%	164	34%	138	32%
3 相談体制の整備	178	17%	16	34%	8	40%	18	24%	71	15%	65	15%
4 障害者差別の解消に資する取組の共有・分析	336	32%	36	77%	12	60%	45	61%	143	30%	100	23%
5 構成機関等による紛争解決の後押し	47	4%	2	4%	2	10%	4	5%	24	5%	15	4%
6 差別解消の取組の周知・発信、研修・啓発	332	32%	23	49%	11	55%	34	46%	154	32%	110	26%
7 個別の相談事案に対する対応（紛争解決を含む）	129	12%	6	13%	3	15%	11	15%	62	13%	47	11%
8 その他	55	5%	4	9%	1	5%	8	11%	26	5%	16	4%
9 実績なし	466	44%	7	15%	2	10%	19	26%	221	46%	217	51%
(母数)	1,053	100%	47	100%	20	100%	74	100%	484	100%	428	100%

「1)地域協議会の設置状況」の設問で、「1 設置済み」と回答した団体のみ調査。
 複数回答可（各割合の合計は必ずしも 100%と一致しない）。
 令和3年4月1日時点。

6) 地域協議会の構成メンバー

地域協議会の構成メンバーについて、全体で見ると、「福祉等」が99%、次いで「障害当事者、障害者団体、家族会等」が88%、「地方公共団体の障害者施策主幹部局」が82%、「医療・保健」が77%、「地方公共団体（障害者施策主幹部局を除く）」が77%、「教育」が63%、「事業者」が58%、「国の機関」が50%であった。

図表 26 地域協議会の構成メンバー（地域協議会を設置済みの自治体）

〔下段()内数値は令和2年度調査結果〕

選択肢	計		都道府県		指定都市		中核市等		一般市		町村	
	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合
1 地方公共団体の障害者施策主幹部局	861 (866)	82% (83%)	28 (30)	60% (64%)	12 (11)	60% (55%)	61 (56)	82% (80%)	383 (392)	79% (82%)	377 (377)	88% (89%)
2 国の機関	524 (527)	50% (51%)	38 (39)	81% (83%)	17 (16)	85% (80%)	49 (50)	66% (71%)	280 (277)	58% (58%)	140 (145)	33% (34%)
3 地方公共団体(1を除く)	813 (796)	77% (76%)	38 (38)	81% (81%)	15 (14)	75% (70%)	54 (55)	73% (79%)	385 (374)	80% (78%)	321 (315)	75% (74%)
4 障害当事者、障害者団体、家族会等	923 (910)	88% (87%)	47 (47)	100% (100%)	19 (19)	95% (95%)	70 (68)	95% (97%)	436 (431)	90% (90%)	351 (345)	82% (81%)
5 教育	660 (672)	63% (65%)	32 (32)	68% (68%)	9 (12)	45% (60%)	48 (48)	65% (69%)	328 (327)	68% (68%)	243 (253)	57% (60%)
6 福祉等	1,044 (1,018)	99% (98%)	46 (46)	98% (98%)	20 (20)	100% (100%)	73 (69)	99% (99%)	479 (473)	99% (99%)	426 (410)	100% (96%)
7 医療・保健	816 (800)	77% (77%)	42 (42)	89% (89%)	16 (17)	80% (85%)	58 (57)	78% (81%)	396 (385)	82% (80%)	304 (299)	71% (70%)
8 事業者	610 (774)	58% (74%)	38 (41)	81% (87%)	16 (16)	80% (80%)	54 (55)	73% (79%)	284 (349)	59% (73%)	218 (313)	51% (74%)
9 法曹等	345 (351)	33% (34%)	38 (38)	81% (81%)	19 (19)	95% (95%)	55 (53)	74% (76%)	150 (156)	31% (33%)	83 (85)	19% (20%)
10 学識経験者	448 (446)	43% (43%)	37 (37)	79% (79%)	16 (17)	80% (85%)	54 (54)	73% (77%)	218 (218)	45% (46%)	123 (120)	29% (28%)
11 報道機関	9 (7)	1% (1%)	5 (5)	11% (11%)	2 (2)	10% (10%)	- (-)	- (-)	2 (-)	0% (-)	- (-)	- (-)
12 自治会	102 (107)	10% (10%)	1 (-)	2% (-)	2 (2)	10% (10%)	13 (12)	18% (17%)	57 (57)	12% (12%)	29 (36)	7% (8%)
13 その他	144 (76)	14% (7%)	12 (12)	26% (26%)	2 (1)	10% (5%)	13 (5)	18% (7%)	75 (39)	15% (8%)	42 (19)	10% (4%)
(母数)	1,053 (1,041)	100% (100%)	47 (47)	100% (100%)	20 (20)	100% (100%)	74 (70)	100% (100%)	484 (479)	100% (100%)	428 (425)	100% (100%)

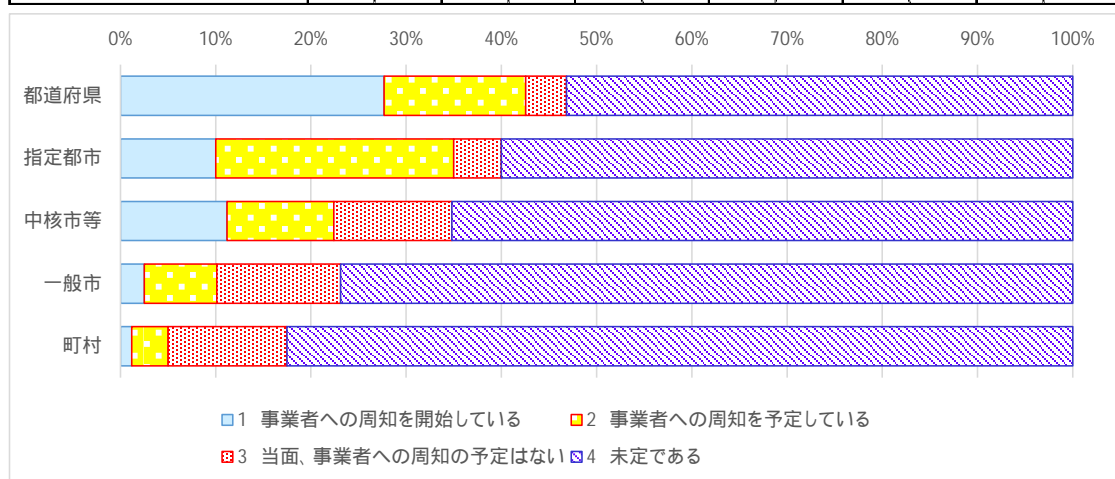
「1)地域協議会の設置状況」の設問で、「1 設置済み」と回答した団体のみ調査。
 複数回答可（各割合の合計は必ずしも 100%と一致しない）
 令和3年4月1日時点。

(5) 事業者の合理的配慮提供の義務化に関する周知状況

事業者の合理的配慮の提供の義務化に関する周知状況について、全体で見ると、「未定である」が78%、次いで「当面、事業者への周知の予定はない」が12%、「事業者への周知を予定している」が6%であった。

図表 27 事業者の合理的配慮提供の義務化に関する周知状況

選択肢	計		都道府県		指定都市		中核市等		一般市		町村	
	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合
	1 事業者への周知を開始している	54	3%	13	28%	2	10%	10	11%	18	3%	11
2 事業者への周知を予定している	111	6%	7	15%	5	25%	10	11%	54	8%	35	4%
3 当面、事業者への周知の予定はない	222	12%	2	4%	1	5%	11	12%	92	13%	116	13%
4 未定である	1,401	78%	25	53%	12	60%	58	65%	542	77%	764	83%
計	1,788	100%	47	100%	20	100%	89	100%	706	100%	926	100%



令和3年4月1日時点。

2.2.2 クロス集計

相談者にとって一番身近な市区町村における今後の相談体制の整備、事例の収集・共有の在り方に関する検討の基礎資料とするため、都道府県、指定都市以外の自治体における現在の各種体制や取組の有無と、相談実績の関係について、クロス集計を行った結果を以下で示す。

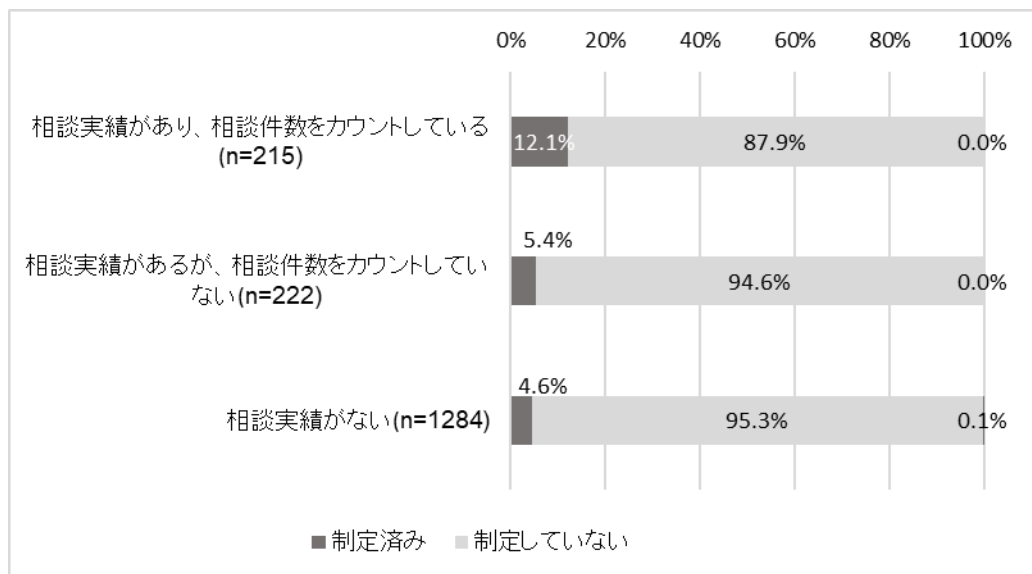
なお、各項目について参考までに、都道府県、指定都市について同様のクロス集計を行った結果を示す。

(1) 障害者差別解消に関する条例の制定状況と相談実績の関係

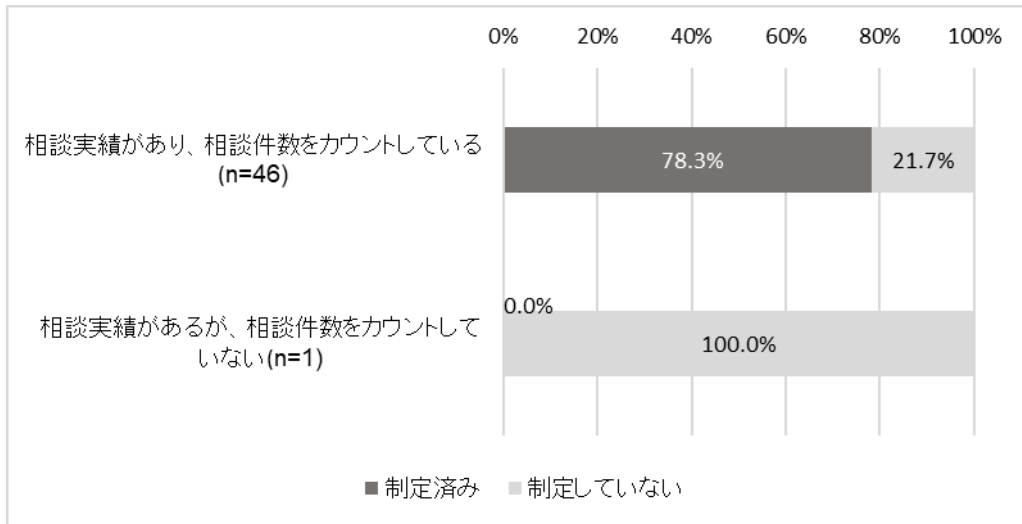
障害者差別解消に関する条例の制定状況(令和3年4月1日時点)について、相談実績別にみると、「制定済み」は、「相談実績があり、相談件数をカウントしている」で12.1%、「相談実績があるが、相談件数をカウントしていない」で5.4%、「相談実績がない」で4.6%であった。

条例の制定率が全国的に低い状況にあるものの、相談実績がある地域のほうが条例の策定率は高い傾向にある。

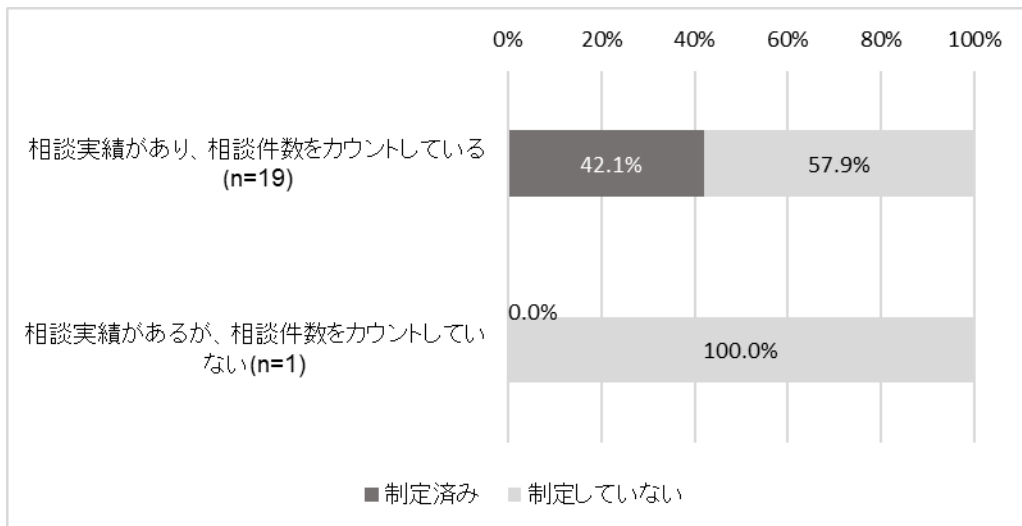
図表 28 障害者差別解消に関する条例の制定状況(令和3年4月1日時点)
; 相談実績別(都道府県、指定都市以外の自治体)



図表 29 (参考) 障害者差別解消に関する条例の制定状況 (令和3年4月1日時点)
; 相談実績別 (都道府県)



図表 30 (参考) 障害者差別解消に関する条例の制定状況 (令和3年4月1日時点)
; 相談実績別 (指定都市)



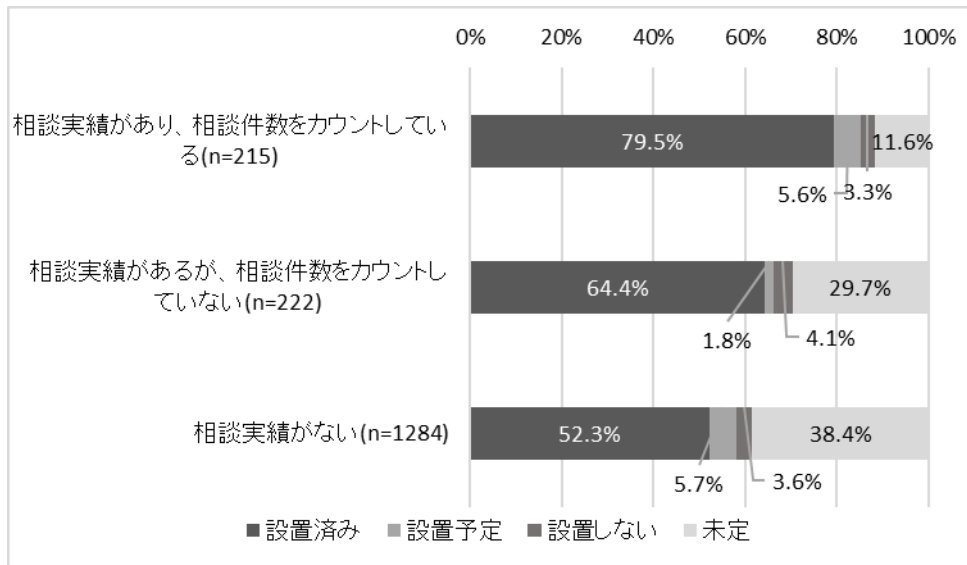
(2) 地域協議会の状況と相談実績の関係

1) 地域協議会の設置状況と相談実績

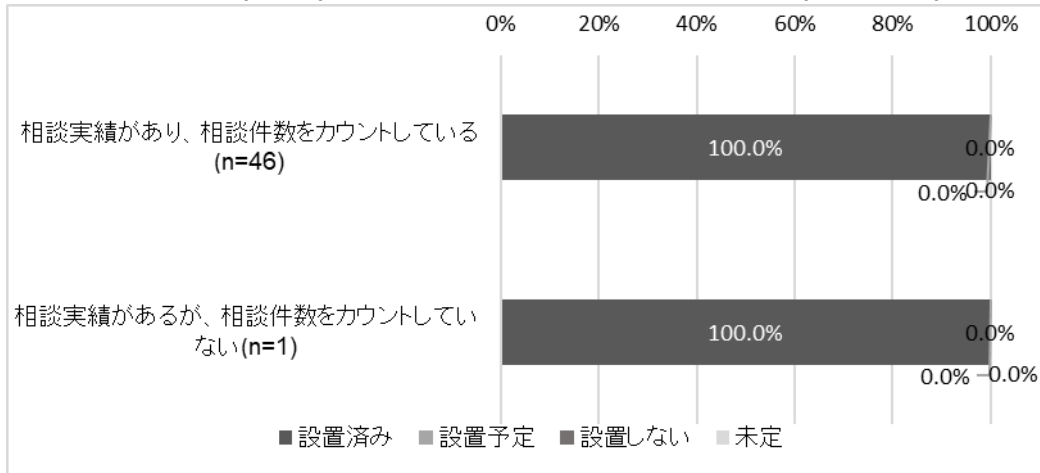
地域協議会の設置状況について、相談実績別で見ると、「設置済み」は、「相談実績があり、相談件数をカウントしている」で 79.5%、「相談実績があるが、相談件数をカウントしていない」で 64.4%、「相談実績がない」で 52.3%であった。

相談実績のある地域のほうが、地域協議会の設置率は高い傾向にある。

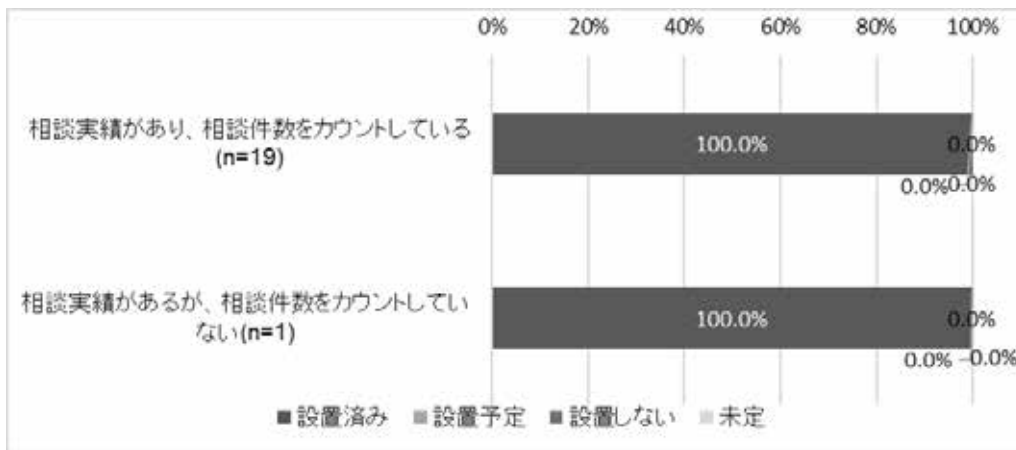
図表 31 地域協議会の設置状況；相談実績別（都道府県、指定都市以外の自治体）



図表 32 (参考) 地域協議会の設置状況；相談実績別（都道府県）



図表 33 (参考) 地域協議会の設置状況；相談実績別（指定都市）

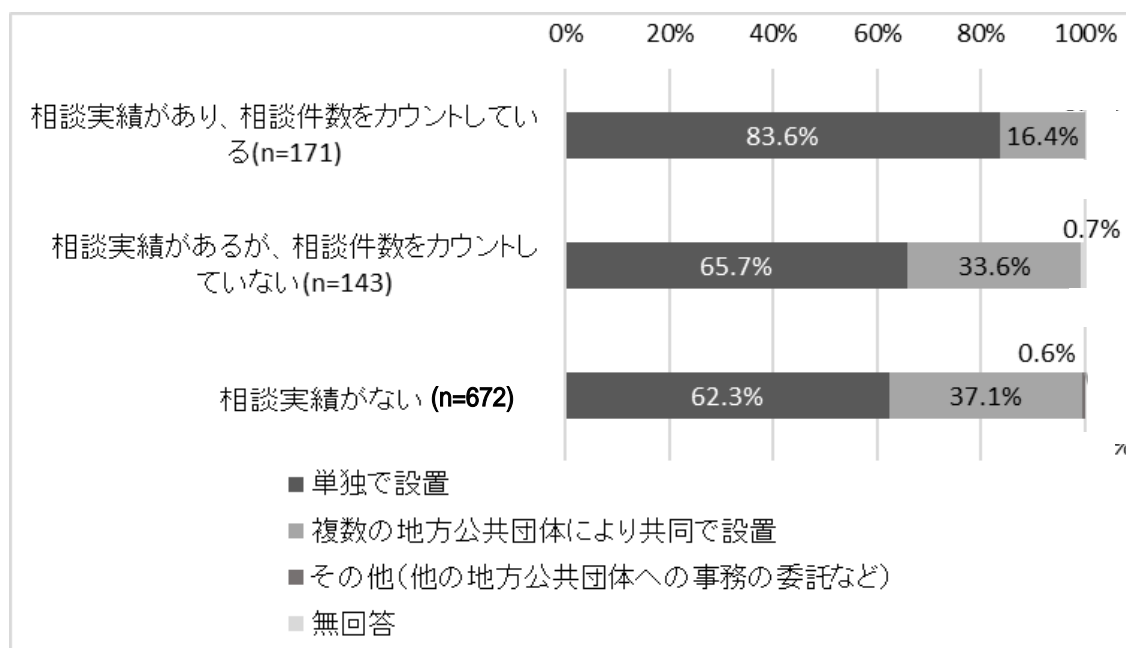


2) 地域協議会の設置形態と相談実績

地域協議会の設置形態について、相談実績別でみると、「単独で設置」は、「相談実績があり、相談件数をカウントしている」で 83.6%、「相談実績があるが、相談件数をカウントしていない」で 65.7%、「相談実績がない」で 62.3%であった。

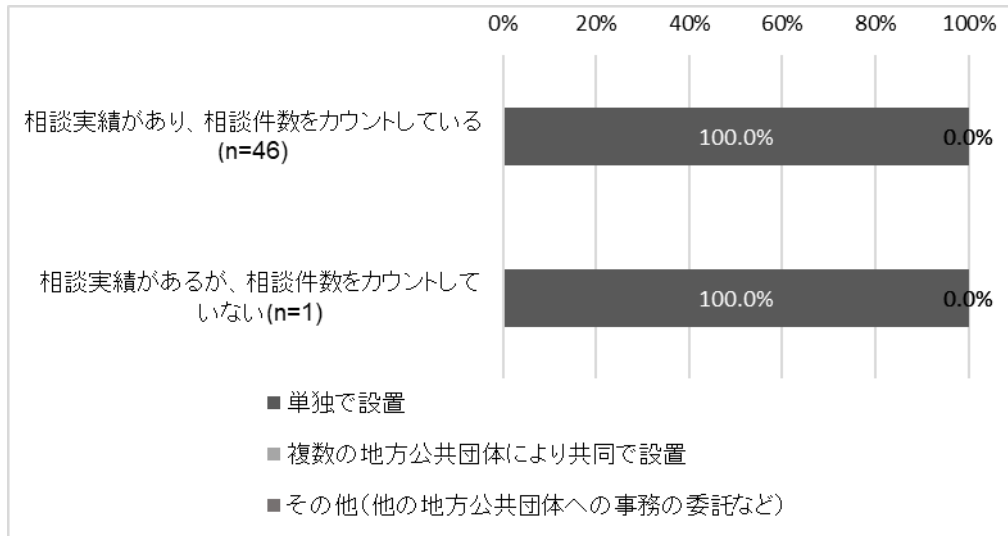
相談実績のある地域のほうが、協議会を単独で設置している割合が高い傾向にある。これは、相談実績のある地域のほうが自治体規模が大きいことと関連がある可能性が高い。

図表 34 地域協議会の設置形態；相談実績別（都道府県、指定都市以外の自治体）



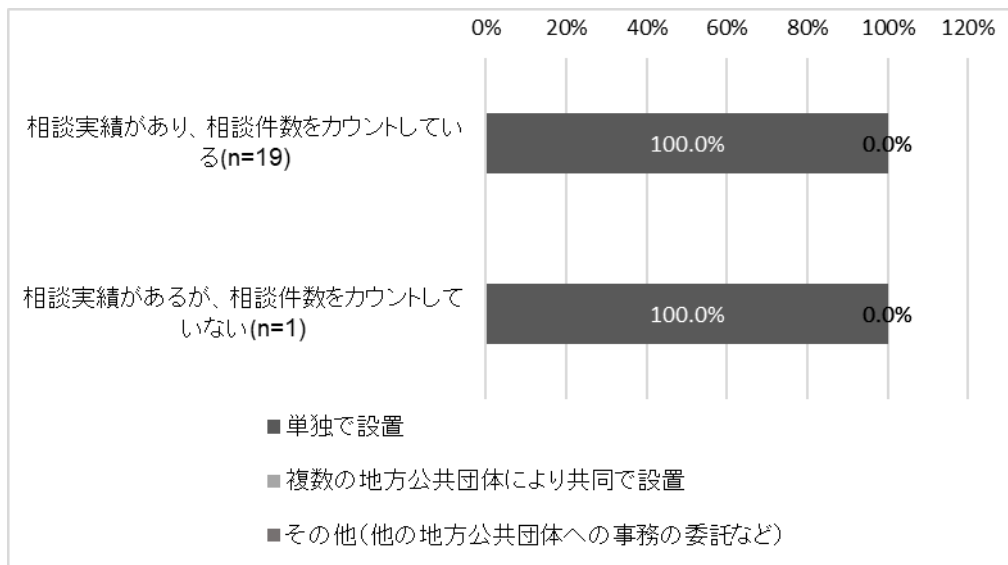
「地域協議会の設置状況」について、「設置済み」と回答した 986 件を対象に集計している。

図表 35 (参考) 地域協議会の設置形態；相談実績別 (都道府県)



「地域協議会の設置状況」について、「設置済み」と回答した 47 件を対象に集計している。

図表 36 (参考) 地域協議会の設置形態；相談実績別 (指定都市)



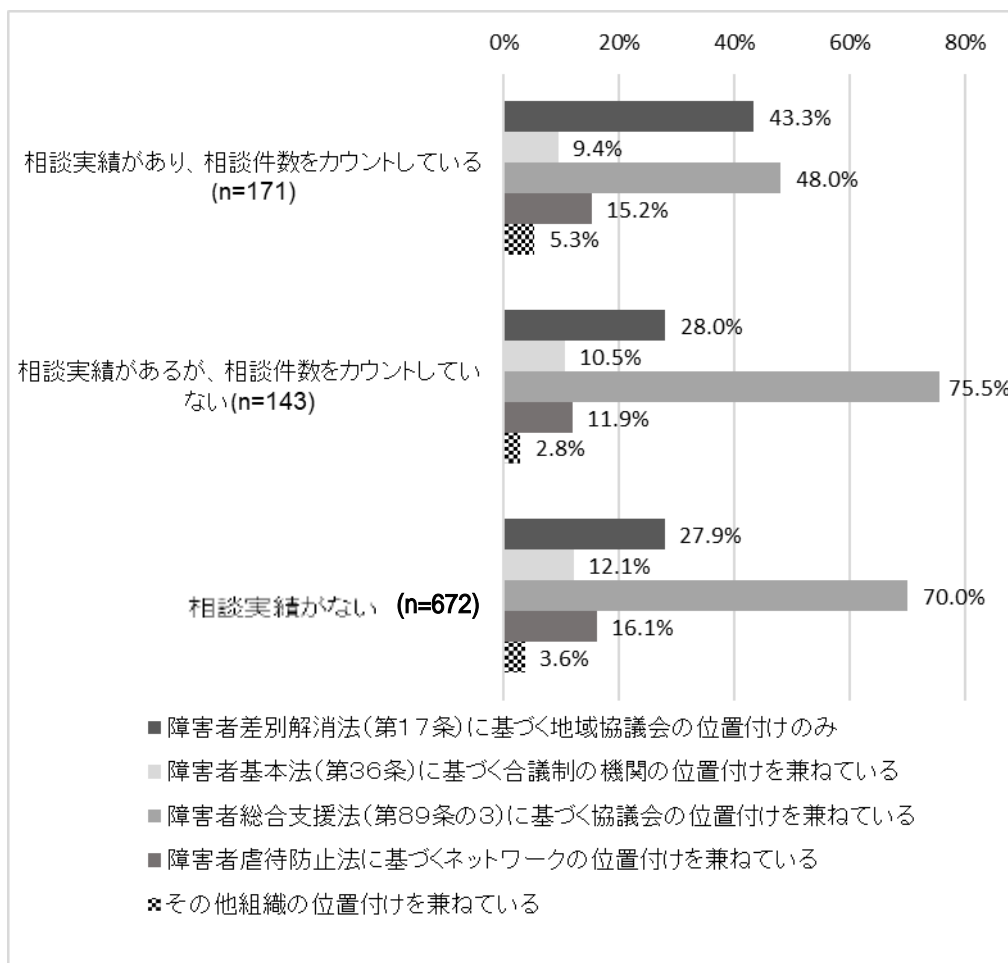
「地域協議会の設置状況」について、「設置済み」と回答した 20 件を対象に集計している。

3) 地域協議会の組織形態と相談実績

地域協議会の組織形態について、相談実績別でみると、「障害者差別解消法（第17条）に基づく地域協議会の位置付けのみ」は、「相談実績があり、相談件数をカウントしている」で43.3%、「相談実績があるが、相談件数をカウントしていない」で28.0%、「相談実績がない」で27.9%であった。

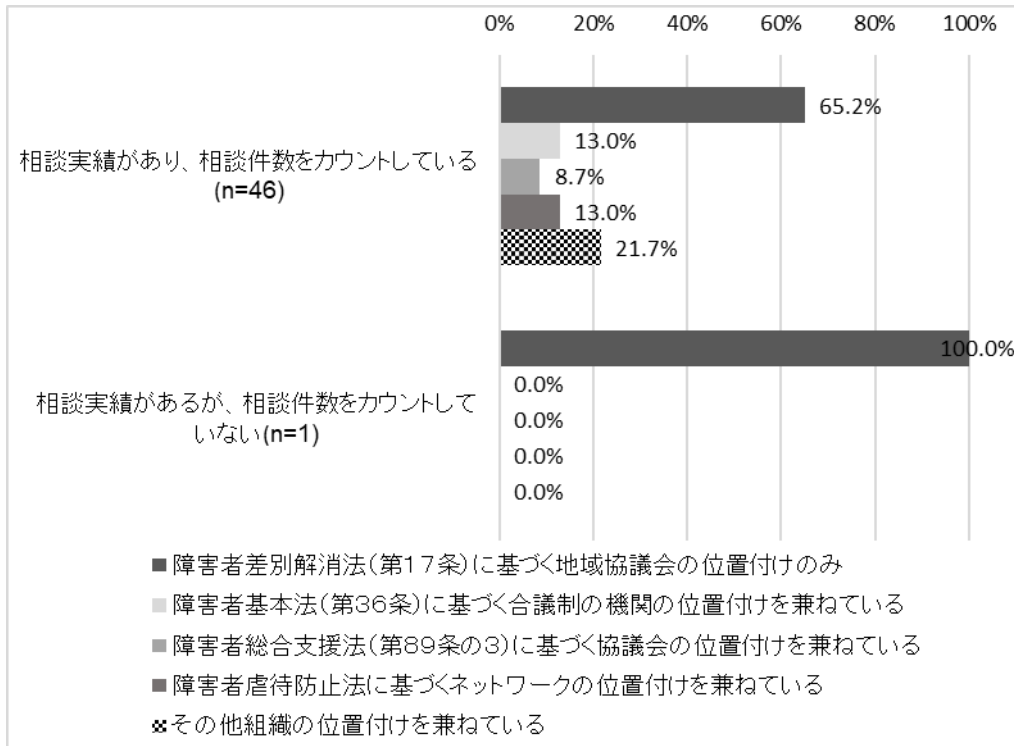
相談実績のある地域では、自立支援協議会等の位置付けを兼ねるのではなく、地域支援協議会として単独で設置している割合が高い傾向にある。これは、相談実績のある地域のほうが自治体規模が大きく、会議体を独立して運営する必要性と十分な体制があることと関連がある可能性が高い。

図表 37 地域協議会の組織形態；相談実績別（都道府県、指定都市以外の自治体）



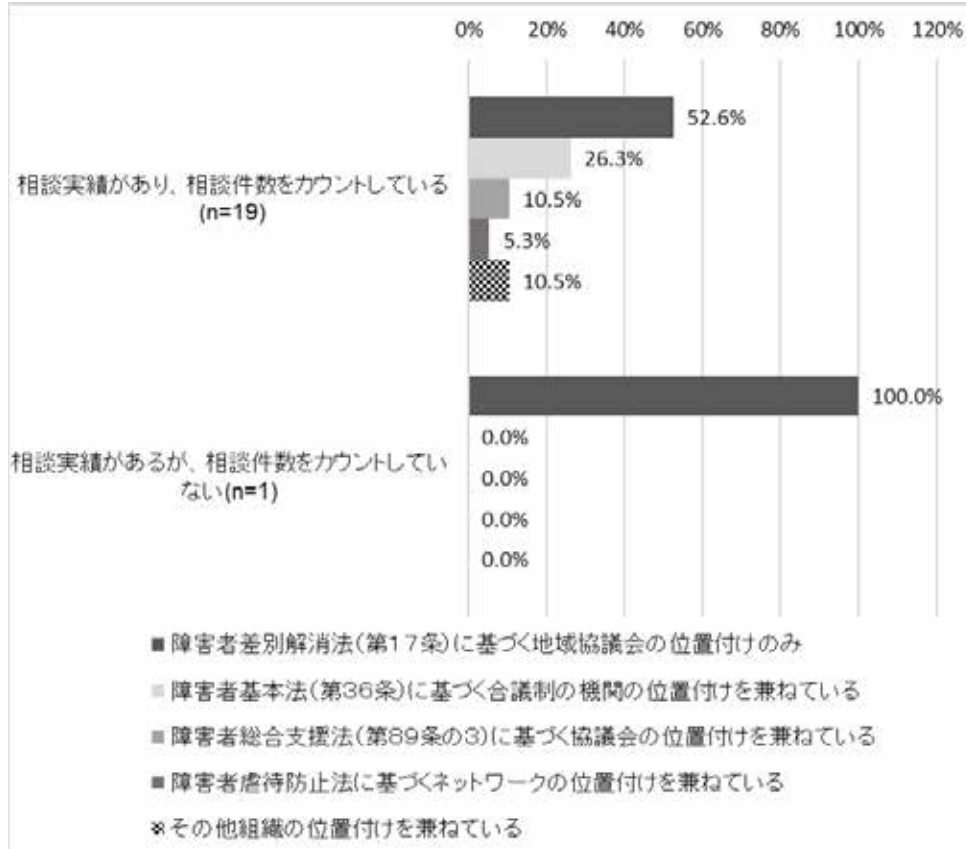
「地域協議会の設置状況」について、「設置済み」と回答した 986 件を対象に集計している。

図表 38 (参考) 地域協議会の組織形態；相談実績別 (都道府県)



「地域協議会の設置状況」について、「設置済み」と回答した 47 件を対象に集計している。

図表 39 (参考) 地域協議会の組織形態；相談実績別 (指定都市)



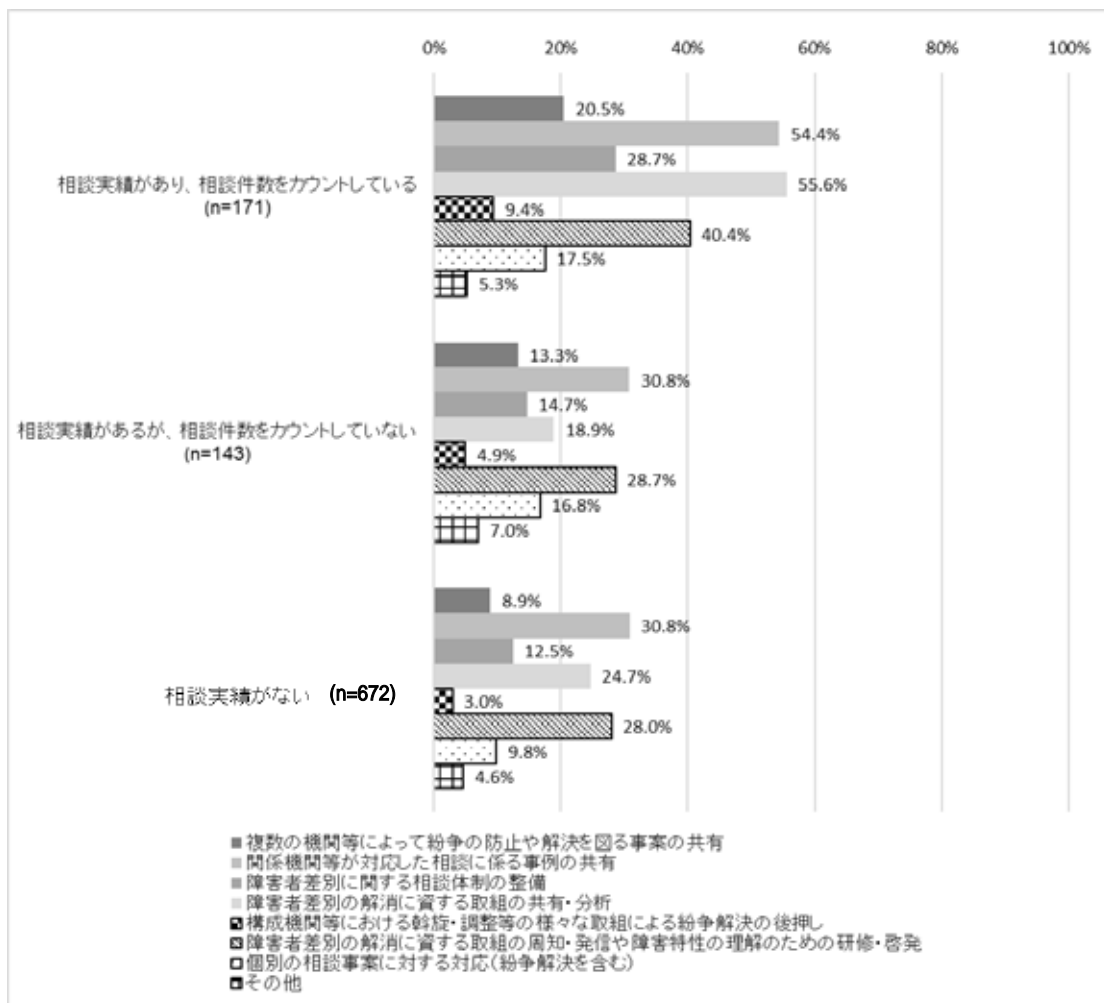
「地域協議会の設置状況」について、「設置済み」と回答した 20 件を対象に集計している。

4) 地域協議会の所掌する事務と相談実績の関係

地域協議会の所掌する事務のうち実績ありの項目について、相談実績別でみると、「相談実績があり、相談件数をカウントしている」地域は、「相談実績があるが、相談件数をカウントしていない」地域や「相談実績がない」地域に比べて、いずれの項目も実施率が高い傾向にある。

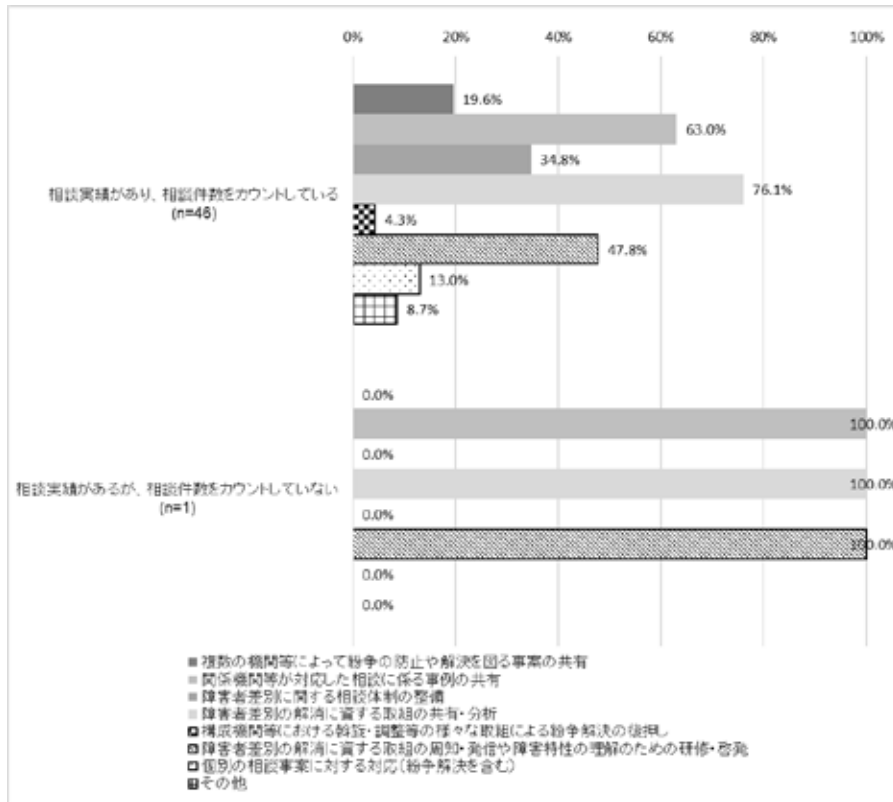
特に実施率が高いのは、「障害者差別の解消に資する取組の共有・分析」が55.6%、「関係機関等が対応した相談に係る事例の共有」で54.4%、「障害者差別の解消に資する取組の周知・発信や障害特性の理解のための研修・啓発」で40.4%であった。

図表 40 地域協議会の所轄する事務（実績あり）
；相談実績別（都道府県、指定都市以外の自治体）



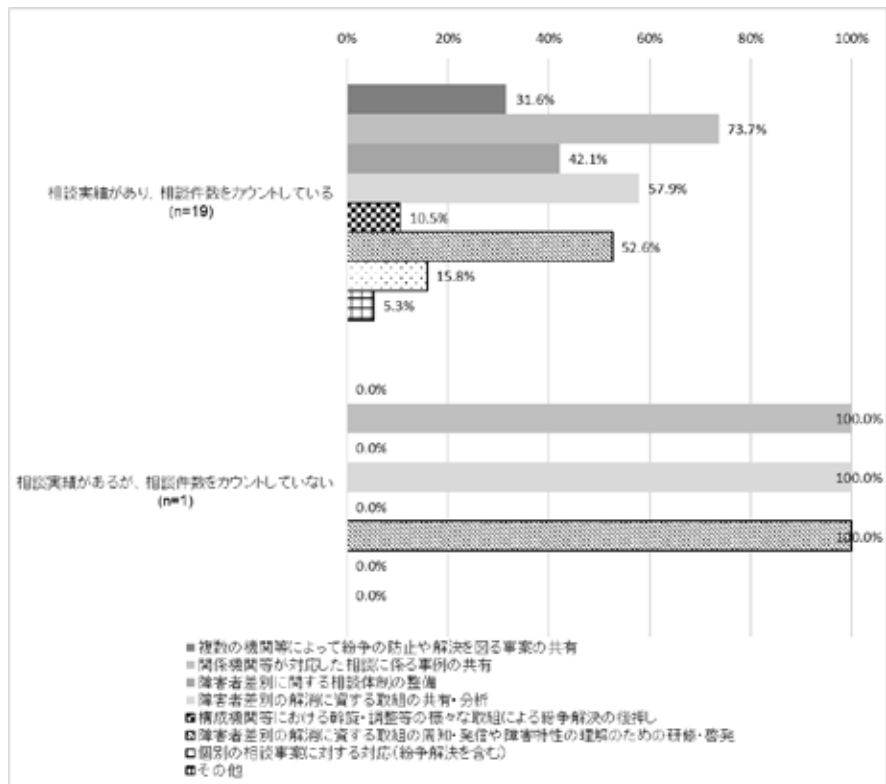
「(4)地域協議会の状況 1)地域協議会の設置状況」について、「設置済み」と回答した986件を対象に集計している。

図表 41 (参考) 地域協議会の所掌する事務(実績あり); 相談実績別(都道府県)



「地域協議会の設置状況」について、「設置済み」と回答した 47 件を対象に集計している。

図表 42 (参考) 地域協議会の所轄する事務(実績あり); 相談実績別(指定都市)



「地域協議会の設置状況」について、「設置済み」と回答した 20 件を対象に集計している。

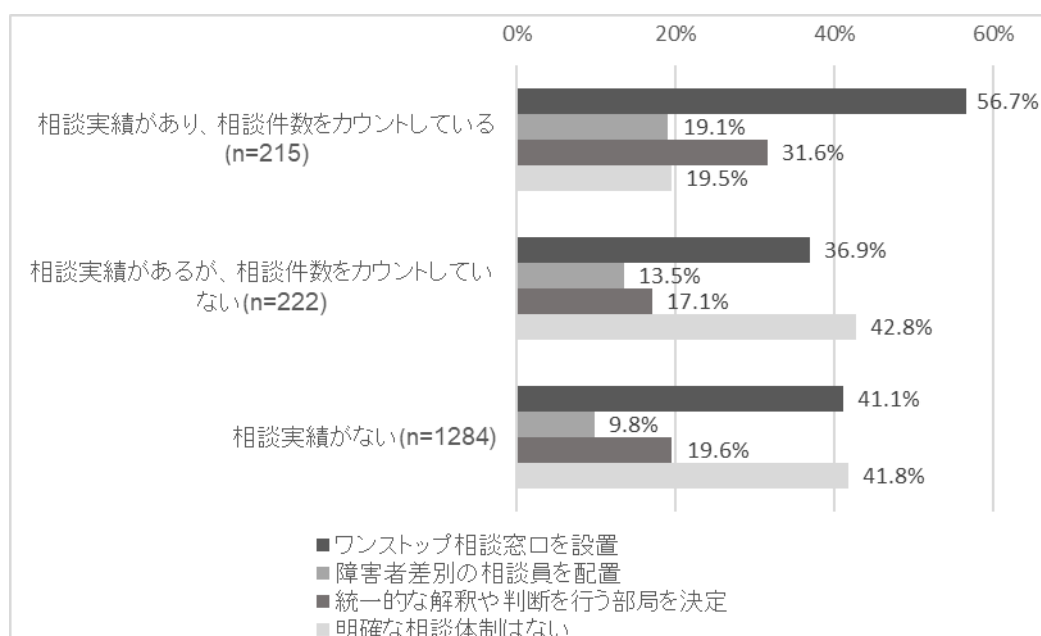
(3) 障害者差別の相談体制と相談実績

1) 相談対応を行う体制と相談実績

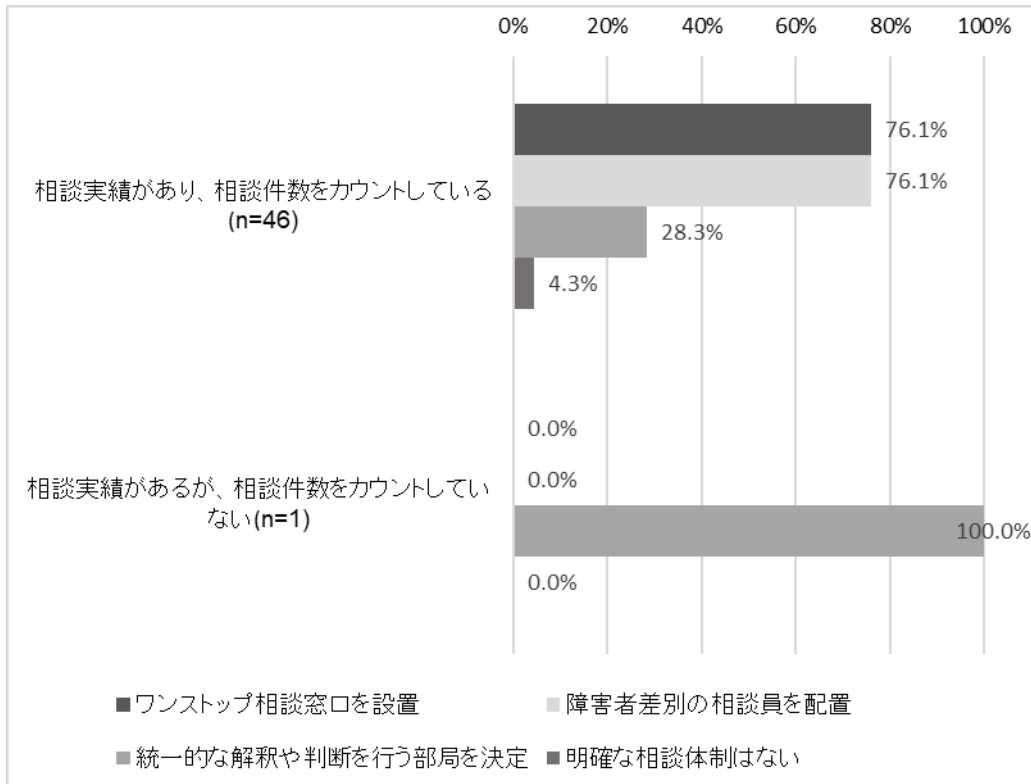
障害者差別に関する相談対応を行う体制について、相談実績別でみると、「相談実績があり、相談件数をカウントしている」地域は、「相談実績があるが、相談件数をカウントしていない」地域や「相談実績がない」地域に比べて、ワンストップ相談窓口、障害者差別の相談員の配置、統一的な解釈や判断を行う部局の設置率が高い傾向にあり、特に「相談実績があり、相談件数をカウントしている」地域では、ワンストップ相談窓口の設置率が56.7%であった。

一方、「相談実績があるが、相談件数をカウントしていない」地域や「相談実績がない」地域では、「明確な相談体制はない」がそれぞれ36.9%、41.1%であった。

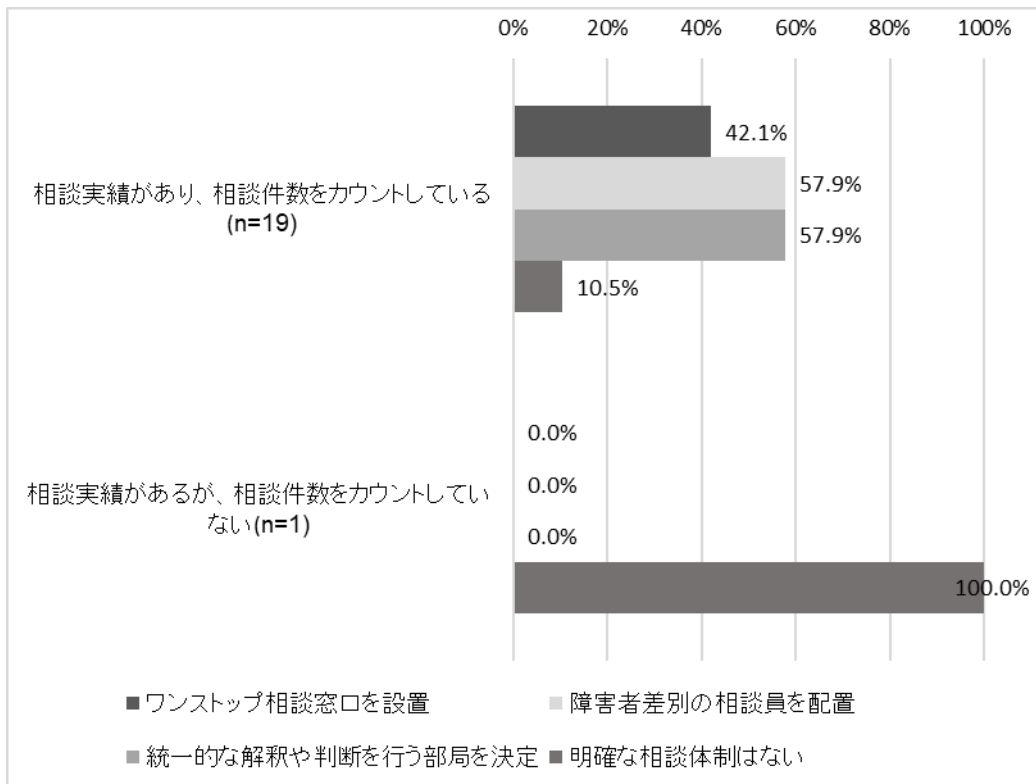
図表 43 障害者差別に関する相談対応を行う体制
；相談実績別（都道府県、指定都市以外の自治体）



図表 44 (参考) 障害者差別に関する相談対応を行う体制；相談実績別（都道府県）



図表 45 (参考) 障害者差別に関する相談対応を行う体制；相談実績別（指定都市）

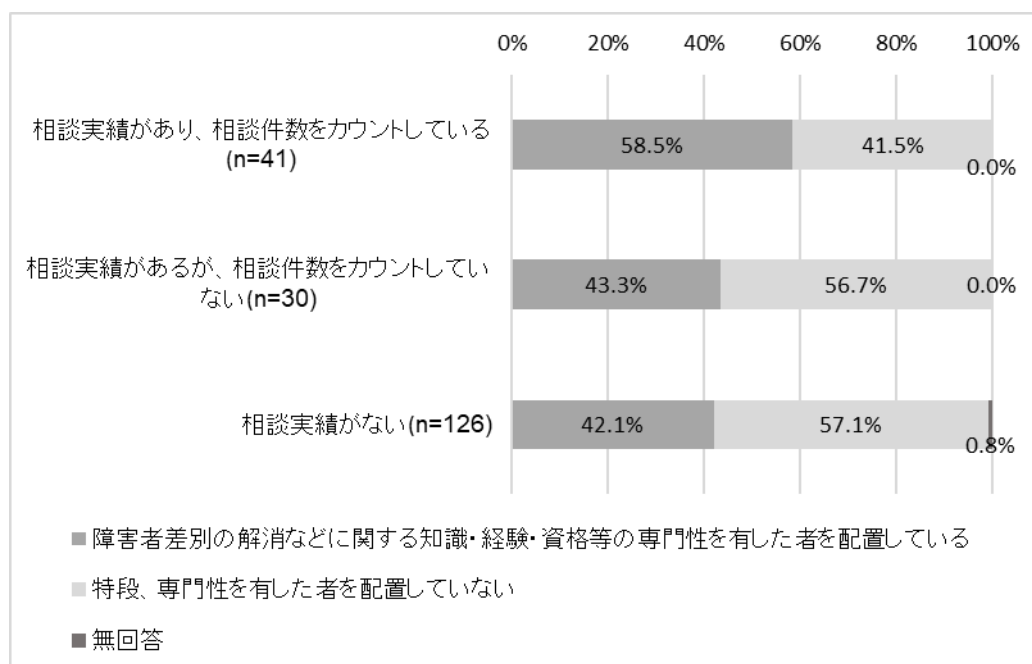


2) 市町村における専門性のある相談員の配置有無；相談実績別

市町村における障害者差別に関する専門性のある相談員の配置について、相談実績別で見ると、「障害者差別の解消などに関する知識・経験・資格等の専門性を有した者を配置している」割合は「相談実績があり、相談件数をカウントしている」で58.5%、「相談実績があるが、相談件数をカウントしていない」で43.3%、「相談実績がない」で42.1%であった。

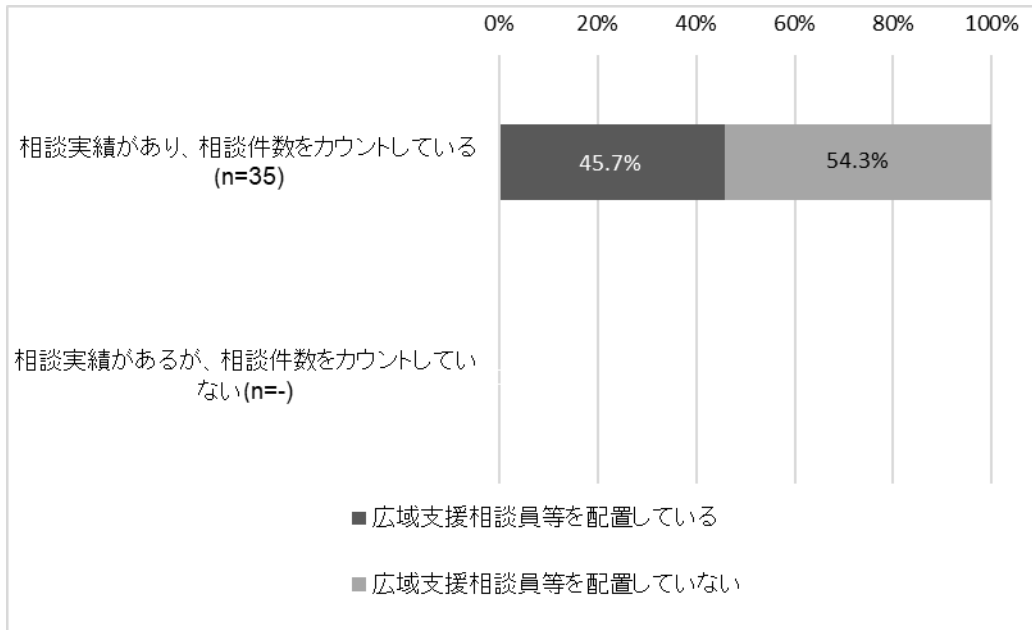
相談実績のある地域のほうが専門性のある相談員を配置している割合が高い傾向にある。

図表 46 市町村における専門性のある相談員の配置有無；相談実績別（障害者差別の相談員を配置している、都道府県、指定都市以外の自治体）



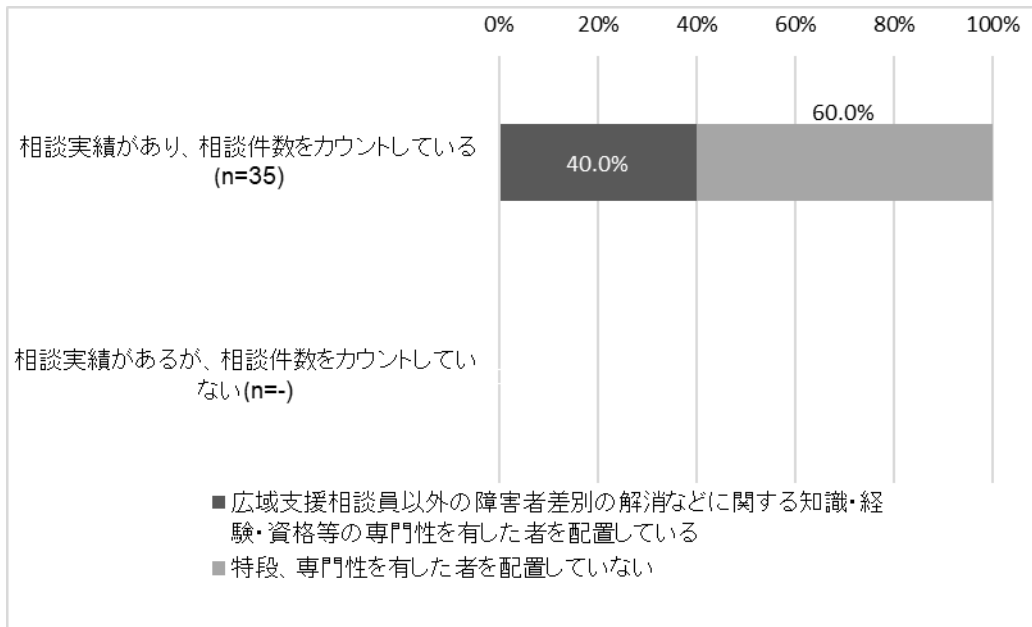
障害者差別に関する相談対応を行う体制について、「障害者差別に関する相談員（専ら相談業務に対応する職員等）を配置している」と回答した197件を対象に集計している。

図表 47 (参考) 広域支援相談員等の配置有無
 ; 相談実績別 (障害者差別の相談員を配置している、都道府県)



障害者差別に関する相談対応を行う体制について、「障害者差別に関する相談員（専ら相談業務に対応する職員等）を配置している」と回答した 35 件を対象に集計している。

図表 48 (参考) 広域支援相談員等以外の専門性のある相談員の配置有無
 ; 相談実績別 (障害者差別の相談員を配置している、都道府県)



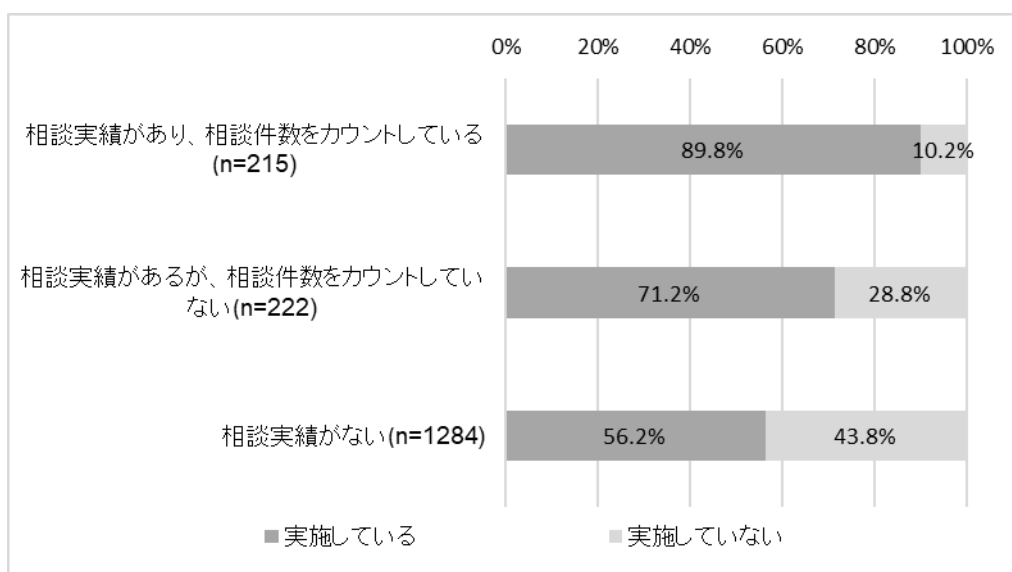
障害者差別に関する相談対応を行う体制について、「障害者差別に関する相談員（専ら相談業務に対応する職員等）を配置している」と回答した 35 件を対象に集計している。

(4) 障害者差別の解消に向けた周知啓発と相談実績

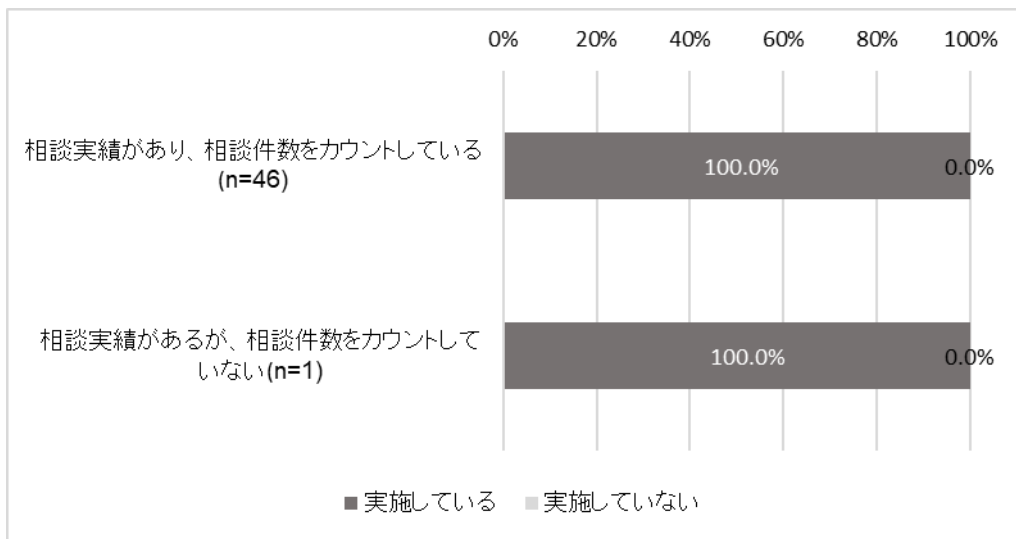
1) 周知啓発の実施状況と相談実績

障害者差別の解消に向けた周知啓発の実施状況について、相談実績別で見ると、「実施している」は、「相談実績があり、相談件数をカウントしている」で 89.8%、「相談実績があるが、相談件数をカウントしていない」で 71.2%、「相談実績がない」で 56.2%であった。相談実績のある地域のほうが、周知啓発の実施率は高い傾向にある。

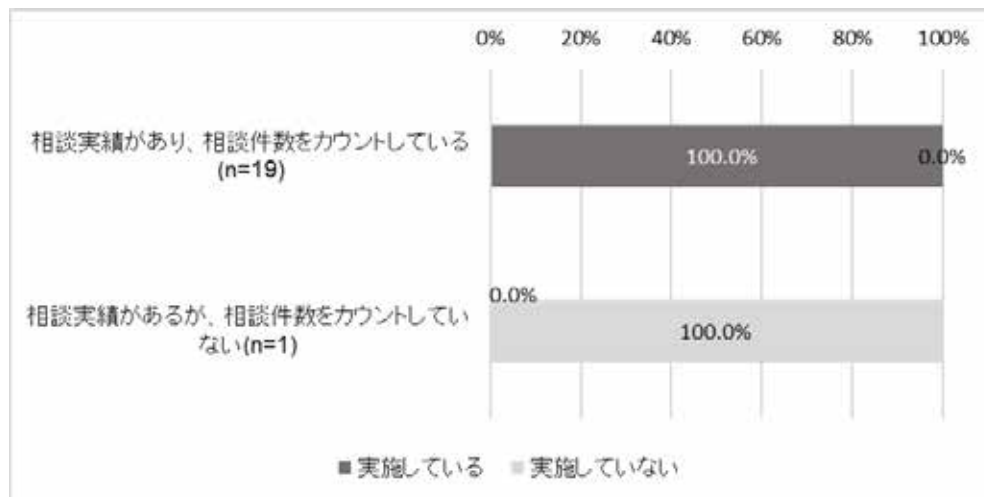
図表 49 障害者差別の解消に向けた周知啓発
；相談実績別（都道府県、指定都市以外の自治体）



図表 50 (参考) 障害者差別の解消に向けた周知啓発；相談実績別 (都道府県)



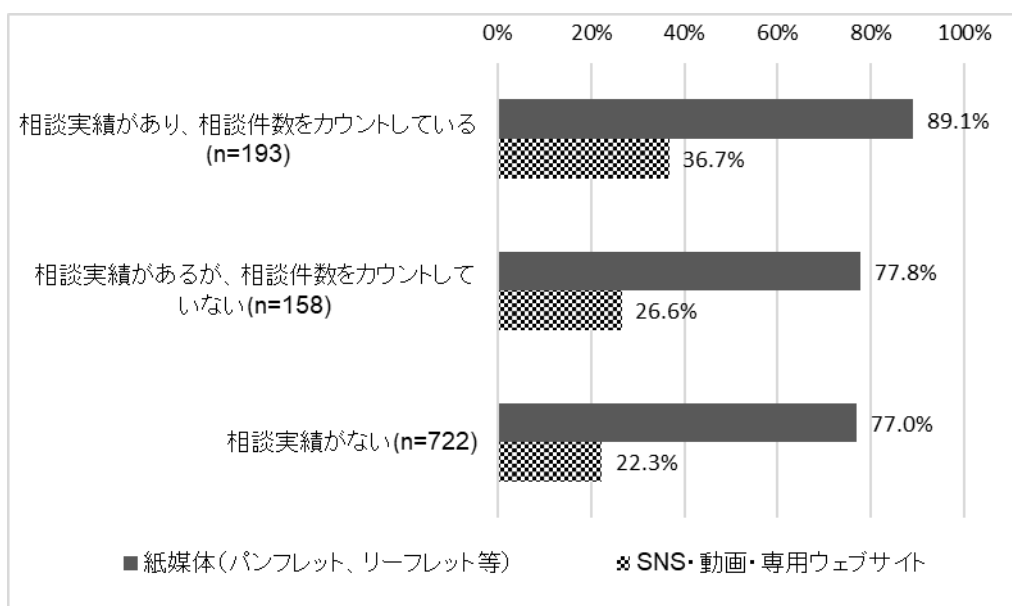
図表 51 (参考) 障害者差別の解消に向けた周知啓発；相談実績別 (指定都市)



2) 周知啓発で用いている媒体と相談実績別

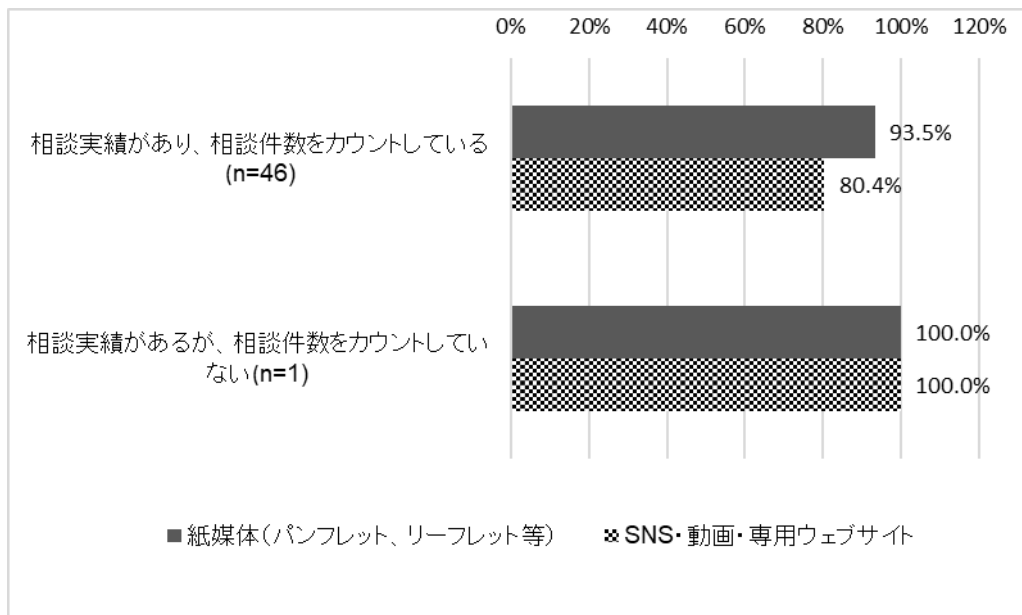
障害者差別の解消に向けた周知啓発で用いている媒体について、相談実績別でみると、「相談実績があり、相談件数をカウントしている」地域は、「相談実績があるが、相談件数をカウントしていない」地域や「相談実績がない」地域に比べて、紙媒体、SNS・動画・専用ウェブサイトのいずれの媒体も活用している割合が高い。

図表 52 障害者差別の解消に向けた周知啓発で用いている媒体
；相談実績別（都道府県、指定都市以外の自治体）



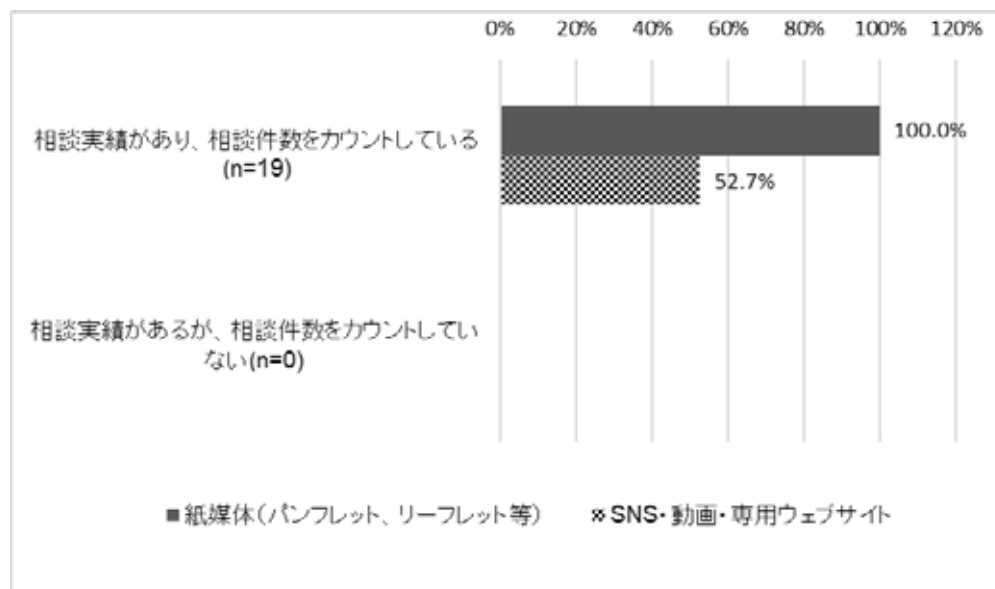
障害者差別の解消に向けた周知啓発の実施状況について「実施している」と回答した 1073 件を対象に集計している。

図表 53 (参考) 障害者差別の解消に向けた周知啓発で用いている媒体 ; 相談実績別 (都道府県)



障害者差別の解消に向けた周知啓発の実施状況について「実施している」と回答した 47 件を対象に集計している。

図表 54 (参考) 障害者差別の解消に向けた周知啓発で用いている媒体 ; 相談実績別 (指定都市)

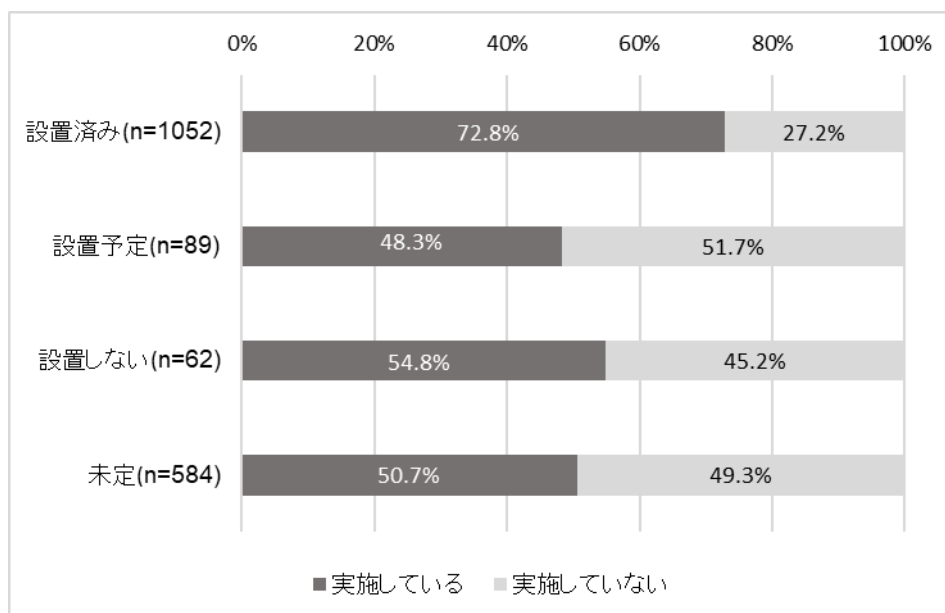


障害者差別の解消に向けた周知啓発の実施状況について「実施している」と回答した 19 件を対象に集計している。

(5) 障害者差別の解消に向けた周知啓発と地域協議会の設置状況

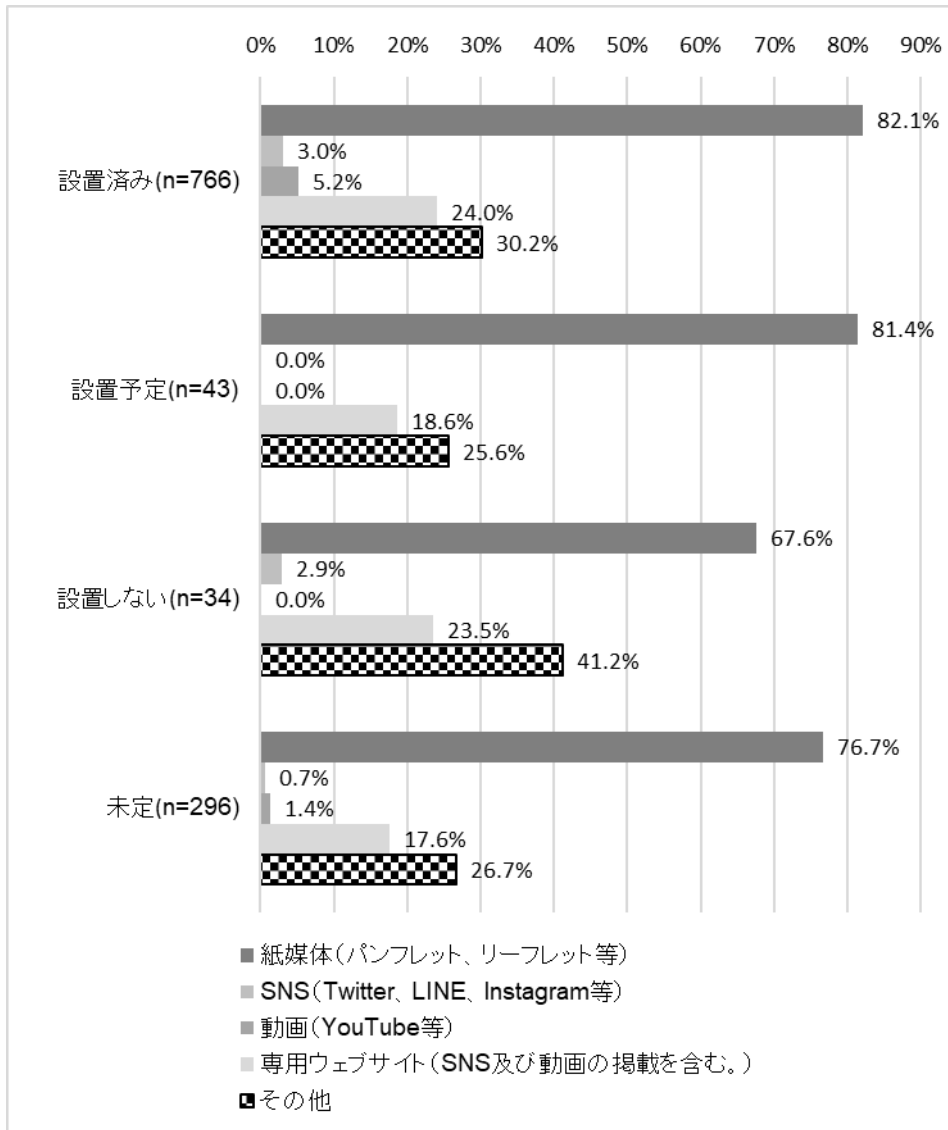
地域協議会の設置状況と周知啓発の実施状況をみると、「設置済み」について、周知啓発を「実施している」が72.8%であった。「設置予定」では、「実施している」が48.3%、「設置しない」では54.8%、「未定」では50.7%であった。

図表 55 地域協議会の設置状況と周知啓発の実施有無



「(4) 1)地域協議会の設置状況」の設問の母数である 1788 件を対象に集計している。

図表 56 地域協議会の設置状況と周知啓発で用いている媒体



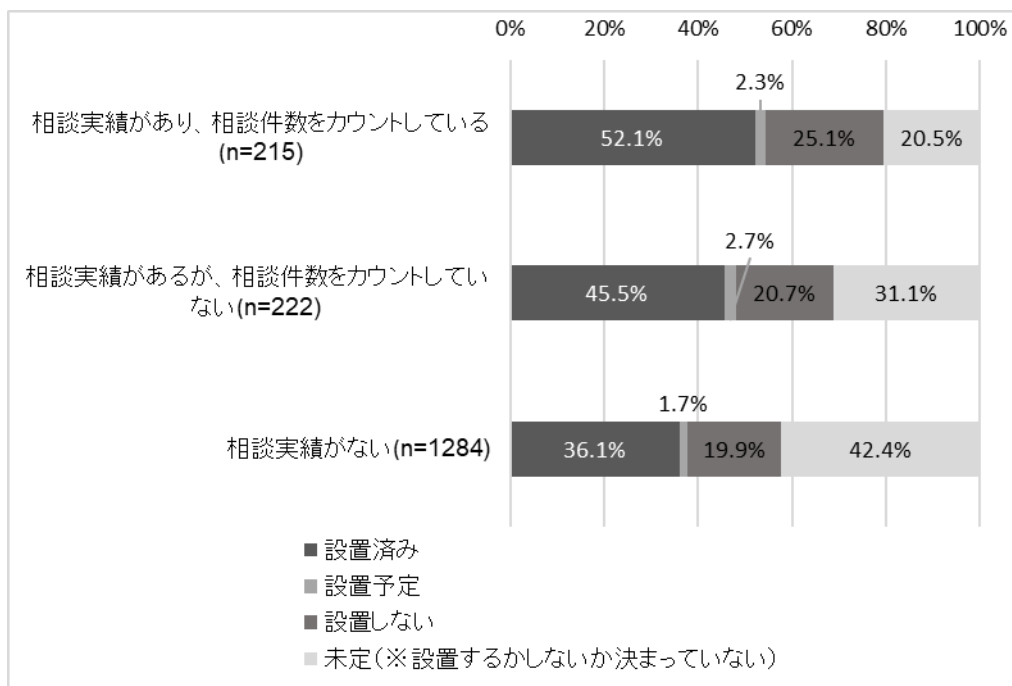
周知啓発を実施していると回答した 1139 件を対象に集計をしている。

(6) 障害者基本法に基づく審議会等の設置状況と相談実績

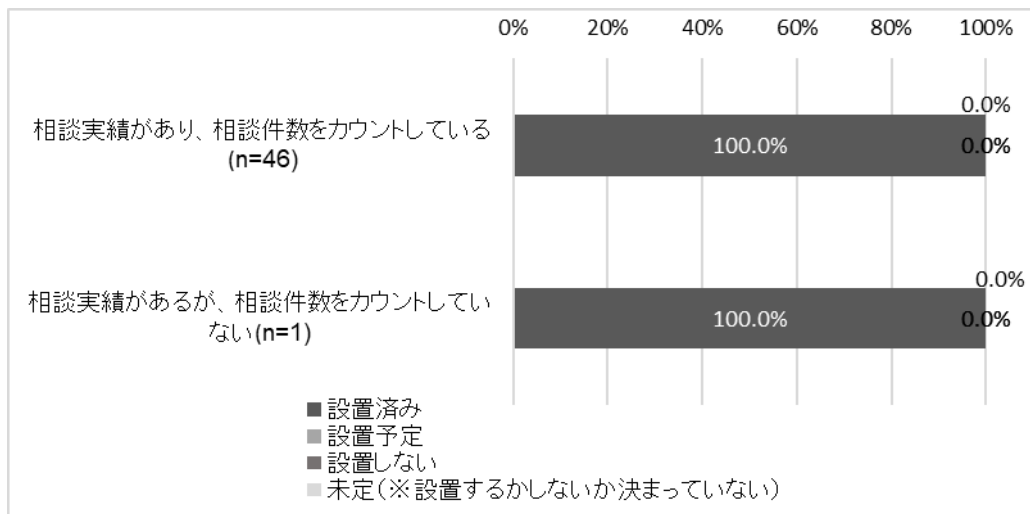
障害者基本法に基づく審議会その他の合議制の機関の設置状況（令和3年4月1日時点）について、相談実績別で見ると、「設置済み」は、「相談実績があり、相談件数をカウントしている」で52.1%、「相談実績があるが、相談件数をカウントしていない」で45.5%、「相談実績がない」で36.1%であった。

相談実績のある地域のほうが、審議会等の設置率は高い傾向にある。

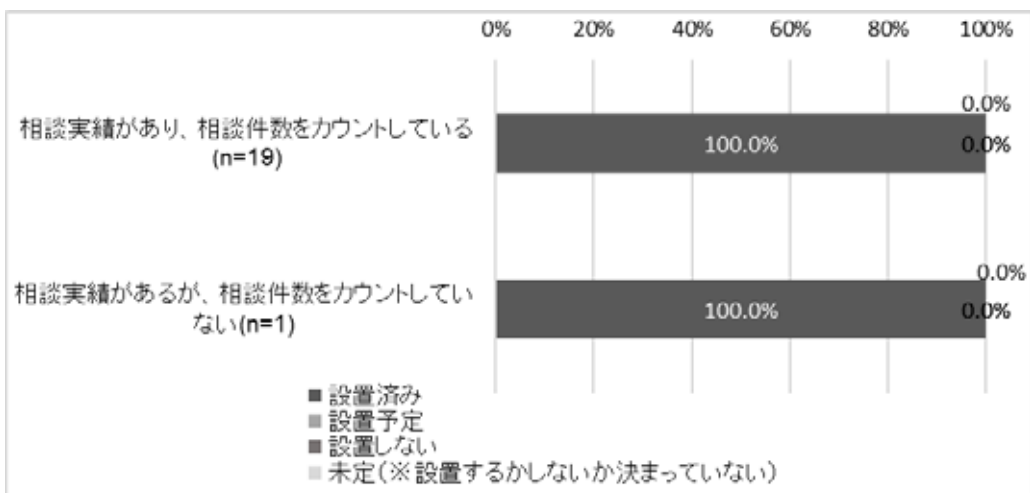
図表 57 障害者基本法に基づく審議会その他の合議制の機関の設置状況（令和3年4月1日時点）；相談実績別（都道府県、指定都市以外の自治体）



図表 58 (参考) 障害者基本法に基づく審議会その他の合議制の機関の設置状況
(令和3年4月1日時点) ; 相談実績別(都道府県)



図表 59 (参考) 障害者基本法に基づく審議会その他の合議制の機関の設置状況
(令和3年4月1日時点) ; 相談実績別(指定都市)



2.2.3 相談件数が多い自治体を対象とした集計

相談件数が12件（月に1回）以上で、一定程度相談体制が機能していると想定される自治体を対象に、相談対応を行う体制、広域支援相談員とそれ以外の相談員の配置状況、障害者差別の解消に向けた周知啓発の実施状況について、集計を行った。

図表 60 障害者差別に関する相談対応を行う体制について

選択肢	計											
			都道府県		指定都市		中核市等		一般市		町村	
	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合
1 ワンストップ相談窓口を設置又は指定	35	66%	24	83%	6	43%	3	75%	2	40%	-	-
2 障害者差別に関する相談員を配置	36	68%	24	83%	10	71%	1	25%	1	20%	-	-
3 統一的な解釈・判断を行う部局等を指定	22	42%	8	28%	9	64%	2	50%	3	60%	-	-
4 明確な相談体制はなく、相談を受けた部署や通常の相談窓口で対応をしている（1～3のいずれにも該当しない）	1	2%	-	-	-	-	-	-	-	-	1	100%
(母数)	53	100%	29	100%	14	100%	4	100%	5	100%	1	100%

相談件数が12件以上あった53件を対象に集計している。

図表 61 広域支援相談員等の配置の有無（都道府県）

選択肢	計											
			都道府県		指定都市		中核市等		一般市		町村	
	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合
1 広域支援相談員等を配置している	13	54%	13	54%	-	-	-	-	-	-	-	-
2 広域支援相談員等を配置していない	11	46%	11	46%	-	-	-	-	-	-	-	-
計	24	100%	24	100%	-	-	-	-	-	-	-	-

相談件数が12件以上あった53件のうち、都道府県かつ障害者差別に関する相談対応を行う体制において「2 障害者差別に関する相談員を配置」と回答した24件を対象に集計している。

図表 62 広域支援相談員等以外の障害者差別に関する相談員の配置の有無（都道府県）

選択肢	計											
			都道府県		指定都市		中核市等		一般市		町村	
	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合
1 障害者差別の解消などに関する知識・経験・資格等の専門性を有した相談員を配置している	12	50%	12	50%	-	-	-	-	-	-	-	-
2 特段、専門性を有した相談員を配置していない	12	50%	12	50%	-	-	-	-	-	-	-	-
計	24	100%	24	100%	-	-	-	-	-	-	-	-

相談件数が12件以上あった53件のうち、都道府県かつ障害者差別に関する相談対応を行う体制において「2 障害者差別に関する相談員を配置」と回答した24件を対象に集計している。

図表 63 障害者差別に関する相談員の配置の有無（都道府県、指定都市以外の自治体）
（障害者差別に関する相談員を配置している場合）

選択肢	計											
			都道府県		指定都市		中核市等		一般市		町村	
	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合
1 障害者差別の解消などに関する知識・経験・資格等の専門性を有した者を配置している	2	100%	-	-	-	-	1	100%	1	100%	-	-
2 特段、専門性を有した者を配置していない	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計	2	100%	-	-	-	-	1	100%	1	100%	-	-

相談件数が12件以上あった53件のうち、中核市等もしくは一般市にて、障害者差別に関する相談対応を行う体制において「2 障害者差別に関する相談員を配置」と回答した2件を対象に集計している。

図表 64 障害者差別の解消に向けた周知啓発について

選択肢	計											
			都道府県		指定都市		中核市等		一般市		町村	
	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合
1 実施している	52	98%	29	100%	14	100%	4	100%	4	80%	1	100%
2 実施していない	1	2%	-	-	-	-	-	-	1	20%	-	-
計	53	100%	29	100%	14	100%	4	100%	5	100%	1	100%

相談件数が12件以上あった53件を対象に集計している。

図表 65 障害者差別の解消に向けた周知啓発で用いている媒体
(周知啓発を実施している場合)

選択肢	計											
			都道府県		指定都市		中核市等		一般市		町村	
	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合
1 紙媒体(パンフレット、リーフレット等)	51	98%	29	100%	14	100%	4	100%	4	100%	-	-
2 SNS(Twitter、LINE、Instagram等)	3	6%	3	10%	-	-	-	-	-	-	-	-
3 動画(YouTube等)	12	23%	11	38%	1	7%	-	-	-	-	-	-
4 専用ウェブサイト(2及び3の掲載を含む。)	24	46%	13	45%	7	50%	2	50%	2	50%	-	-
5 その他	20	38%	11	38%	7	50%	-	-	1	25%	1	100%
(母数)	52	100%	29	100%	14	100%	4	100%	4	100%	1	100%

相談件数が12件以上あった53件のうち、障害者差別の解消に向けた周知啓発について、「1実施している」と回答した52件を対象に集計している。